

小特集：規範・制度・メカニズムデザイン

ゲーム理論と社会的選択理論の接点

— 規範経済学の方法論的省察* —

後藤玲子・岡田章

本稿は、ゲーム理論と社会的選択理論が提起した囚人のジレンマとリベラルパラドックスを合わせ鏡として、ヒュームとルソーが残した認識論的テーゼと道徳論的テーゼの未接合問題を検討する。それは近代が残した難問、慎慮と正義の相剋、認識と行為の矛盾を鋭く抉り出す。本稿は、一元化アプローチ(因果的必然性)に傾きがちな実証科学の到達点と限界を問い、規範への多元論的アプローチの妥当性と実現可能性を探る。より具体的には次の諸点を明らかにする。個人的な目標としての道徳や倫理は本人の合意や納得のもとで、特定の個人に非対称的な不利益を押し付ける結果となりかねない。一元的な効用指標に基づく分析は現にあるはずの不正義を覆い隠しかねない。それを防ぐ鍵は、利益主体であり、認識主体であり、行為主体でもある個人の選好評価における多元性の尊重にある。問題の在り処と解決の糸口を明晰に示す理論は、多様な個人が、自己の個別特殊な問題状況を一定のモデル(範型)やカテゴリー(範疇)で記述し直す営み、それにより、個人的問題をより普遍的問題として公共的討議の場に提起する営みの一助となる。

JEL Classification Codes: B30, A12

「社会の巨大な「チェス盤」で、あらゆる単一のピースはそれ自身の運動原理をもつ。それらは立法が課そうとする原理とはまったく異なるものである。それらの運動原理が一致し、同一方向に向かうなら、人間社会のゲームは容易に調和的に進行するだろう、反対方向に向かうなら、ゲームは悲惨となり、社会は混乱の極みになるに違いない」。(アダム・スミス, 1776, 468)¹⁾

1. はじめに

1つのおもちゃを前にした兄と弟がいる。2人はじっと沈黙して動かない。先にその沈黙を破ったのは兄である。彼はさっと手を伸ばしておもちゃを取った。すると、弟は思わず叫ぶ。「お兄ちゃん、ずるいよ!」。すかさず兄は応える。「ずるい? お前だったらどうするっていうんだい?」, 弟「ぼくだったら…、うーん、お兄ちゃんにゆずろうとするよ」, 兄「じゃあいいじゃないか、お前がしたいと思った通りになったんだから」, 弟「ぼくがしたいと思った通り? …」。弟は語る言葉を失い、おもちゃは兄のものになった(Sen, 1977(1982/1997), 93の例の改

編版)。

二人の会話は噛み合わない。この噛み合わなさはどこからくるのだろうか。兄はきわめて明確に自己利益最大化行動をとった。弟は態度を保留していた。彼には、自分と同じように欲しがっている人がいるときに、いったいどう自分はふるまったらよいのか、わからなかったのだ。また、どうふるまうべきかを、どうやって決めたらよいのか、わからなかったのだ。だが、兄は弟の態度保留の意味を一顧だにしなかった。それどころか、「ぼくだったら…、ゆずろうとする」のフレーズを、欲求言語(「～したい」)に変換し、結局のところ、兄自身が採用する自己利益最大化の論理に還元し、その解釈を弟に押しつけようとした。弟はいわば一元化論理の暴力にさらされたのだった。

本稿の目的は、ゲーム理論と社会的選択理論の方法論的比較を横糸とし、道徳と正義の比較対照を縦糸として、一元化アプローチ(因果的必然性)に傾きがちな実証科学に対して、規範への多元論的アプローチの妥当性と実現可能性を探ることにある²⁾。

ゲーム理論でしばしば引用される例に、ルソーの鹿狩りの話³⁾とヒュームの小舟漕ぎ⁴⁾の話がある。ゲーム理論の文脈では、いずれも「調整」問題として、すなわち、前者は、協同すれば両方の状態を改善することができる(パレート改善)にもかかわらず、それが実現できないのはなぜかという問いを示すものとして、後者は、目的が共有されていれば行動は自ずと調和するはずだ、という答えを示唆するものとして解釈されることが多い。

だが、ルソーはその話を、人間の「あるがまま」の姿として描いたのであり、「問題」として語ったわけではなかった。彼によれば、生来、人は自尊心と憐憫を動機として行為する。自己保存に必要な欲求は満たすものの、それを越えた余剰は傍らでそれを必要とする老人や子どもらに譲ろうとする。そこで描かれる人間像は、自己に必要な欲求を越えて蓄財を図り、利己心をもって他者との結託を図ろうとするものとは異なっている。

その「あるがまま」の人間が一般意志に基づく「社会契約」を実現できるようになるのはどうしてなのか、ルソーはその理由を、自然状態から社会状態への推移に伴い、人間が自分たちの「あるがまま」の性質を、別の「あるがまま」の性質へと自ずと変化させていくからなのだ、すなわち、「本能を正義によっておきかえ、これまで欠けていたところの道徳性を、その行動に与える」(ルソー、1762, 36; Hollis, 1987/1998, 87)からだ、と説明する。

ヒュームは道徳と正義の源泉を人間のもつ利益と相互性への関心に求めた。共通の利益をめぐる単純で明解な決まり事、すなわち、「黙約(convention)」が、「共通感」として「相互に表示されて、私にも他人にもよく判ると、それに適当した決意と行いが産まれる」と、さらに、「他の人々も私の行った具体例を模倣する筈であると想定できる」ことを必要条件として「私は正義の徳を奉ずるように誘致される」(以上、ヒューム、1739/4, 63)のだと、先の小舟漕ぎの逸話はこの「黙約」の実例として紹介された⁵⁾。

ただし、ヒュームのいう「利益」の概念は決して一枚岩ではない点に留意する必要がある。例えば、道徳への関心は私的利益と連続的であり、代替可能性をもつものに対し、正義への関心は、私的利益とは代替不可能な性質をもつこと、「黙約」は正義の必

要条件であっても十分条件ではかならずしもないことに彼は気づいていた可能性がある⁶⁾。例えば、次の引用はそれを示唆する。「正義の規則を生む利害は、人々の自然的で非人為的な情緒が追求できるような種類ではないのである」(ヒューム、1739/40, 490, 497, 72)。

ヒュームは、事実(is)と規範(should)との不連続を指摘する科学的方法論でも知られる⁷⁾。彼は前者から後者を演繹することは論理的に不可能だという認識論的テーゼを出した。そのうえで、彼は道徳や正義などの諸規範を、事実としての規範(慣習や習慣、儀礼など人びとの生活実践を通して次第に形づくられ実在する規範)としてどこまで語り尽くせるだろうかという道徳的動機づけテーゼに、あえて挑戦したのだ。

ロールズの言葉を借りれば、ルソーとヒュームに共通する方法論的関心は、社会の基礎を支える人為的(「ありうべき(should)」)制度を人間の(「あるがまま(is)」)自然へと、連続的に接続しようと試みたことにある、といえるだろう⁸⁾。人為的制度とは語義通り、自然に在るものではなく、人間が理念的に構想し、技巧的に構築するものである。その人為的・理念的制度が、利益や欲求、知性や情念、他者への共感や反感を事実として併せ持つ個々人の相互行為を通して実現される⁹⁾。彼らの方法的関心は、経験論と超越論の狭間において苦闘した多くの哲学者たち、語り得ることを精緻な論理で記述し、語り得ないことについては沈黙を保とうとしたウィトゲンシュタインらとも重なる¹⁰⁾。

科学的実証主義の方法論的枠組を拡張しながら、規範的価値をめぐる議論へと接近し、事実と規範の境界を見定めようとする哲学的関心は、ゲーム理論と社会的選択理論にも脈々と流れている。例えば、フォン・ノイマンとモルゲンシュテルンはゲームの解を、合理的行動の数学的原理でもあるとともに、プレイヤーの行動規準(standard of behavior)であるとした¹¹⁾。ケネス・アローもまた、社会的選択の基礎となる個人の選好には嗜好(tastes)から価値の評価(values of values)まで広く含まれる点を注記した。さらに、社会的選好の集計手続きを、「社会厚生関数」と呼ぶ一方で、それは「憲法(constitution)」の意味をもつと注記し、集計手続きに課される諸公理を「民主主義の条件」と呼んだ。

近年の実験心理学や進化生物学等の知見に基づく両理論のめざましい発展は、ルソーやヒュームが難題とした、「あるがまま」の人間と「ありうべき」制度とのスムーズな連結を実現したかのように見える。だが、ここには留意すべき点がある。規範は事実あるもの、として語り尽くせるものではなく、だからといって沈黙の領域に追いやられるものでもない、という点である。道徳的悪(evil)や不正義は、われわれの「生活形式」(ウィトゲンシュタイン)のただ中で、私的利益一般にも、慣習・習慣、共感や憐憫などの常識的な道徳性向には還元しきれない、解決不能な問題として立ち現れる。「あるがまま」の人間と「ありうべき」制度との性急な連結は、ルソーやヒュームにも内包されていたはずの論理的な飛躍(不連続)を見えなくし、現実世界における両者の深刻な亀裂、そのもとで現実の個人が陥っている個別具体的な困難を見落としてしまうおそれがある。

さらにここには理論的な問題もある。例えば、方法的二元論を標榜するラインハルト・ゼルテンは、規範的ゲーム理論と記述的ゲーム理論を区別することの必要性を説いた。彼によれば、前者の目的は人間的思考が向かう先(what human thinking striving toward)を指し示すことにあり、後者の目的は行動主体が実際に向かっている先(what behavior is going toward)を説明することにある。前者は理念的な合理性の数学的構造を抽出し、その哲学的含意を探究する。後者は実際に観察される人間行動を実験等の手法によって検証する。肝要なことは、この2つの研究の目的と役割を混同しないことだ、という¹²⁾。

本稿は「あるがまま」の人間と「ありうべき」制度との論理的な飛躍(不連続)に光を当てる。結論を先取りすれば、その理由は、両者の論理的な飛躍を見据えることにこそ、難問を解く鍵があると考えられるからである。次節では本稿の問題関心を素材に即して、より具体的に説明していきたい。

2. 問題関心

本稿はゲーム理論と社会的選択理論の「原論」に光を当てて両者の接合を探る¹³⁾。両理論は問題の提示、モデル概念の公理化、定理の記述と証明という科学研究の手順をふむ点で共通する。両理論は、また、問題が明確に定式化された限定的な状況から

分析を始め、得られた明晰な結論をもとにより複雑な問題の分析に向かう点で共通する。例えば、「自己利益を追求する合理的個人」というミニマムな仮定から出発して、個人間の協力や合意形成、集団や社会における秩序や安定などをめぐって興味深い命題が導出される。そのいくつかは不可能性定理、パラドックスやジレンマなど「難問」として提示された。

この「難問」の解法をめぐって多くの研究が誘発される中、両理論が議論の出発点としたミニマムな仮定についても、さまざまな改良が試みられた。合理性の緩和が試みられるほか、信頼・信用あるいは共感・利他性、習慣や慣習などの概念が豊かに導入された。その試みが行動ゲーム理論、実験経済学など、新たな学問分野を創出し、実践的にも実り多き成果をもたらしていることは先に述べた通りである。

とはいえ、「自己利益を追求する合理的個人」というミニマムな仮定は、「自己の善の観念(the conception of the good)と人生計画(the life plan)を追求する合理的個人」というジョン・ロールズの正義理論と共通するものであった点に留意する必要がある¹⁴⁾。ここではその詳細を省くが、その仮定は個人の尊重という近代リベラリズムの人間像を凝縮的に表すものである。したがって、両理論が導出した難問は、近代の人間と社会が抱える根源的の矛盾を突いたといえるだろう。すなわち、自由で平等で合理的な個人の間では協力や協調はおろか、等しい配慮や尊重、多元的な価値の共存などの理念を実現することはきわめて困難であるという事実を明るみに出したのである。

ゲーム理論の提示する難問は、例えば「囚人のジレンマ」と呼ばれる事例に示される。すなわち、個人の選好・評価の多様性と選択の自由と自律性を基調とするとしたら、望ましい(と分析者には判断される)帰結が実現される保証はない。なぜなら、一方が協力を選んだら、他方は非協力を選ぶことによって利益を増加できるからである。法を課して協力を促そうにも、本人のインセンティブと両立しない限り、法が遵守される保証はない、むしろ、法や規範の存在が、逸脱の利益を確実にしかねない。ヒュームが言うように、法や規範を恃んだ単独の協力的行為は、本人に痛手を与えるのみならず、「公共的利益」を低め、「社会にとって甚だ有害なこと」を

もたらず結果となりかねない¹⁵⁾。

社会的選択理論の提示する難問は、例えば「リベラルパラドックス」と呼ばれる定理に示される。ある選択肢ペア x, y は個人1の「私的権利領域」であり、別の選択肢ペア w, z は個人2の「私的権利領域」であるとしよう。ここで私的権利領域とは、本人の選好が社会的にも尊重される選択肢の集合を指す。例えば、個人1の選好が $x >_1 y$ ($>_i$ は添え字の個人 i にとって左側が右側より望ましいことを表す) であり、個人2の選好が $z >_2 w$ であるなら、個人々の選好を集計して構成される社会的選好も、 $x > y, z > w$ でなければならない。一方、選択肢ペア w, x ならびに y, z に関する2人の選好がたまたまこの順番で一致したとしよう。すると、「社会的選好は個人間で一致した順番を反映すべし」というパレート条件が発動し、 $w > x, y > z$ となる。これらを基に形成された社会的選好 ($w > x > y > z > w$) は循環してしまう。パレート条件を満たしつつ、この矛盾を解消するためには、どちらか一方の個人の私的権利を制約しなくてはならない。私的権利の保持を容認された個人は、その選択肢ペアに関して、任意の選好の組において常に決定権をもつ、いわばローカルな独裁者となる。

囚人のジレンマ的状况とリベラルパラドックス的状况が結びつくとともに深刻な事態が生じかねない。後に詳述するように、個人の戦略集合(例えば、協力あるいは非協力)は、本人がそこから自由に選択できる、という意味で個人の「私的権利領域」と解釈される。例えば、パレート条件が「公共の福祉」と解釈され、それとの矛盾を回避するために、ある個人の自由への権利が制約されるとしたら、彼はそれ自体で不利益を被るにとどまらず、他者との関係性においても不利益を被りかねない。例えば、個人1の戦略集合が「公共の福祉」によって制約され、彼は「非協力」に相当する選択肢を選択できなくなったとしよう。依然として協力と非協力の両方を選択できる他の諸個人が、「公共の福祉」を実現する行動をとる保証がないとしたら、個人1は囚人のジレンマ的な不利益を免れ得ないだろう。

もちろん、これらの問題は個人の選好に依存して回避され得る。本人たちが、事実、協力を好むとしたら、あるいは、事実、公共の福祉を優先としたら、そもそもコンフリクトは生じない。だが、

近代の個人尊重主義は、個人の選好形成を基本的には個人の自由として保証してきた。そうだとしたら、本人にとって不利益な選好も含めて、個人の選好をあらかじめ制約して理論を組み立てることは望ましいとは言えないだろう。個人の選好を制約する場合は、ゲーム形式あるいは集計手続きに公理として明示的に記述する必要がある。これが公理的アプローチの基本的スタンスであり、「法のルール」の考え方とも合致する。

付記すれば、囚人のジレンマ的状况は当事者間の交渉事であり、第三者の姿は明示的には現われない。だが、一方が非協力的行為をとり、他方が協力的行為をとることにより実現する帰結が黙認されるという意味では、第三者の姿は陰画的に存在する。さらに、両者の選択した行為の組み合わせに、一定の論理で利得を対応させる(インフォーマルであれ)社会制度が伏在する。

このような関心をもとに、以下では、はじめにパトリック・スッピスの「正義の評価原理」を検討する(Suppees, 1966)。スッピスは「囚人のジレンマ」ゲームに対し、「正義充足的均衡」を提示した。後に、社会的選択理論において、この原理は分配ルールを特徴づける公理の一つとして再定式化される。本稿の3節ではスッピスが、「慎慮」(すなわち長期的な自己利益)対「正義」という二元論的枠組のもとで、とらえた難問(公正な人間が最悪な目に遭う)に注目する。4節では、社会的選択理論におけるスッピスの評価原理の一般化を紹介するとともに、他の代表的な正義原理、例えば、功利主義原理、レキシミン原理、無羨望原理などが「囚人のジレンマ」ゲームに対してもたらず解を相互に比較する。それにより、スッピスの難問が、より一般的に認識主体と行為主体の不整合をとらえる点が確認される。5節では、「個人の権利」と「パレート条件」との矛盾を明らかにしたセンのリベラルパラドックスについて、構造的にはそれは「慎慮」対「正義」というスッピスのとらえた問題と共通する点、ただし、個人の選択の背後にある選好の性質によって、「パレート条件」(スッピスの評価原理も)の意味と妥当性が変わり得ることが示される。さらに、センの提示した二元論的解決法(私的選好と個人の公共的判断との区別)とスッピスの枠組みとの関連性を明らかにする。6節では、スッピスの難問(「公正な人間が

最悪な目に遭うことを回避できるか)に立ち戻り、一元化アプローチの陥穽と、多元的アプローチの妥当性と実現可能性を検討する。具体的にはヒュームやルソーを批判的に展開したロールズ正義論の枠組み(「政治的構成主義」とセンによるそのさらなる展開(「ケイパビリティ・アプローチ」)を検討する。本論文の隠れた目的は、スッピスの難問を受けて、当事者が自己の個別特殊な問題状況を一定のモデル(範型)やカテゴリー(範疇)で記述し直す営みを助ける理論の有用性を確認することにある。7節では、アダム・スミスの二元論的射程を紹介したうえで、ゲーム理論と社会的選択理論、そして倫理学・哲学の間の連携を展望して結びとする。

3. スッピスの「正義の評価原理」

3.1 定義

本節は、ゲーム理論と社会的選択に共通する問題の構造を示す好例として、スッピスの「正義の評価原理」(Suppes, 1966)を取り上げる。その特徴は、第一に、個人の嗜好や効用関数が、序数性と個人間比較不可能性を満たしながらも、その定義域が狭義の社会状態(利得や分配)と個人の名前(性質や境遇)との組み合わせへと拡張されていること。第二に、正義の評価原理の形成主体は個人であり、社会には n 人の個人による n 個の部分順序が形成される点である。このような一般的な枠組みのもとで、第三に、パレート条件に匿名性条件を加えた「スッピスの正義の評価原理」と呼ばれる原理が、具体的に提示された点である。

スッピスはこの原理を2人の個人からなるゲーム理論の枠組みで次のように定義した。

いま、自然状態の集合を S 、各人にもたらされる帰結集合を C_1 と C_2 、各個人が選べる意思決定や行動の集合を D_1 と D_2 とする¹⁶⁾。また、直積集合 $S \times D_1 \times D_2$ から直積集合 $C_1 \times C_2$ への関数 f を「社会的決定関数」とする。さらに、各人の嗜好順序を R_1 と R_2 とする。ここで R_1 と R_2 は各人にもたらされる帰結の和集合 $C_1 \cup C_2$ 上の弱順序(weak order)とする。このとき、2人の決定状況は、組 $\phi = \langle S, C_1, C_2, f, D_1, D_2 \rangle$ で記述される。決定状況 ϕ に関する評価原理(grading principle) J_i は、直積集合 $C_1 \times C_2$ 上の厳密な(strict)部分順序である。すなわち、評価原理は直積集合 $C_1 \times C_2$ 上の非対称的で推移的

な二項関係である。このとき、次の評価原理が定義される。

定義:「スッピスの正義の評価原理」¹⁷⁾

$x_1, y_1 \in C_1, x_2, y_2 \in C_2, x = \langle x_1, x_2 \rangle, y = \langle y_1, y_2 \rangle$ であるとしよう。このとき、任意の個人 i に関して、次の2つの条件のいずれかを満たすならば、その時に限って、 $x J_i y$ である。(i) $x_1 R_i y_1$ かつ $x_2 R_i y_2$ 、そして、 $[y_1 R_i x_1$ かつ $y_2 R_i x_2]$ ではないこと。(ii) $x_1 R_i y_2$ かつ $x_2 R_i y_1$ 、そして、 $[y_1 R_i x_2$ かつ $y_2 R_i x_1]$ ではないこと。

換言すれば、 x が y に比べて「より正義に適っている(more just than)」という個人 i の評価が成立する必要十分条件は、次のいずれかが成立することである。(i) どちらの個人の立場から眺めても、 x は y と少なくとも同じくらいよく、かつ、少なくともある個人の立場からは厳密によい。あるいは、(ii) 相互の立場を換えて眺めたとしても、 x は y と少なくとも同じくらいよく、かつ、少なくともある立場からは厳密によい。一例を挙げよう。

例:

$x =$ (個人1は100ドルの収入がある、2は150ドルの収入がある)、

$y =$ (1は90ドルの収入がある、2は80ドルの収入がある)。

このとき、定義(i)が適用されて、個人1の視点から x が y より正義に適うのは、個人1が「1は100ドルの収入がある」ことを「1は90ドルの収入がある」より好み、「2は150ドルの収入がある」ことを「2は80ドルの収入がある」ことより好むから、と言える。また、次の状況を考えよう。

$x =$ (1は100ドルの収入がある、2は150ドルの収入がある)

$y =$ (1は110ドルの収入がある、2は80ドルの収入がある) とする。

このとき、定義(ii)が適用されて、個人1の視点から x が y より正義に適うのは、個人1が「1は100ドルの収入がある」ことを「2は80ドルの収入がある」より好み、「2は150ドルの収入がある」

表 3. 1 「囚人のジレンマ」型ゲーム(帰結行列)

1 \ 2	協力 (C)	非協力 (D)
協力 (C)	$((x, 1), (x, 2))$	$((y, 1), (y, 2))$
非協力 (D)	$((w, 1), (w, 2))$	$((z, 1), (z, 2))$

表 3. 2 「囚人のジレンマ」型ゲーム(序数的利得値)

1 \ 2	協力 (C)	非協力 (D)
協力	(5, 5)	(0, 10)
非協力 (D)	(10, 0)	(1, 1)

ことを「1 は 110 ドルの収入がある」ことより好むから、と言える。

注記すれば、通常の経済理論との相違は、個々人の選好が自他にもたらされる帰結の和集合上に定義されること、その拡張された選好のもとで、各人の帰結の組を評価する点にある¹⁸⁾。これより、次の定理が導出される。

定理 9*1. 各 J_i は決定状況 $\phi = \langle S, C_1, C_2, f, D_1, D_2 \rangle$ に関する正義の評価原理、すなわち、 $C_1 \times C_2$ 上の厳密な部分順序である。

スッピスはこの正義の評価原理を、A. W. Tucker によって発案された「非ゼロサムかつ非協力」な「囚人のジレンマ」型ゲームに適用することを試みる¹⁹⁾。以下では、先の正義の評価原理の議論との接続がより明瞭になるように、原論文の表記を変えたうえで、スッピスの議論を検討したい。

3.2 囚人のジレンマ型ゲームの基本モデル

いま、決定状況 $L = \langle E, X_1, X_2, f, M_1, M_2 \rangle$ を次のように定義しよう。自然状態 E は一点集合とし、真の状態は 2 人に既知とする。黙秘は協力 (cooperation, 略して C)、自白は非協力 (あるいは裏切り defection, 略して D)、社会的決定関数 f は帰結の組を対応させる。 $f(C, C) = x = ((x, 1), (x, 2))$ など。行列で表 3.1 のように表される。

この行列を、帰結行列と呼ぶ。利得は省いて、次の選好順序の説明で導入する。

はじめに、個人の選好順序を次とする。

$$R_1 = (w, 1), (x, 1), (z, 1), (y, 1) \text{ (左端が最もよく、順に下がる).}$$

$$R_2 = (y, 2), (x, 2), (z, 2), (w, 2)$$

選好順序は序数的で個人間比較不可能とし、次のような序数的効用関数で表現されるとする。

$$\begin{aligned} u_1(w, 1) = 10, u_1(x, 1) = 5, u_1(z, 1) = 1, u_1(y, 1) \\ = 0, \\ u_2(y, 2) = 10, u_2(x, 2) = 5, u_2(z, 2) = 1, u_2(w, 2) \\ = 0. \end{aligned}$$

このとき、帰結行列は、表 3.2 のような利得行列に変換される。

次に帰結の直積集合上に定義される「拡張された」選好関係は、(自分および相手の)利得の大きさの順序に従って、次のように定義される。

$\tilde{R}_1 = \tilde{R}_2 : (w, 1) \sim (y, 2), (x, 1) \sim (x, 2), (z, 1) \sim (z, 2), (y, 1) \sim (w, 2)$ (左端が最も正しく順に下がる。 \sim は「同じ」の意味)。これは、個人 1 も 2 も、例えば、「自分が利得 10 を得る」ことと、「相手が利得 10 を得る」ことを自分の視点から比較して同等と評価している状況を表す。

この選好関係を所与とすると、スッピスの正義の評価原理 J_1 と J_2 は、次のような性質をもった厳密な部分順序をもたらす。

(1) $x = ((x, 1), (x, 2))$ は $z = ((z, 1), (z, 2))$ より正義に適う

(2) (1) 以外の x と y, x と w, y と z, y と w, w と z はいずれも比較不可能

はじめに、スッピスは、Luce and Raiffa (1957) を引きながら、このゲームにおいては「確実性の原理 (sure-thing principle)」²⁰⁾ からしても、ナッシュ均衡概念からしても、2 人の個人が「非協力」する行為の組が最適解として選ばれる点を確認する。また、それがパレート最適ではないことを確認する。そのうえで、彼はこの解は、互いに、他者に対する直接的な関心なしにもっぱら私的選好に基づく最大化原理にもとづいて、「慎慮的 (prudential)」に行動する結果に過ぎないことを注記する。例えば、互いに相手を信頼しているなら、「協力」を採用する方が理に適うだろうし、個人が道徳性向をもつなら、相手を犠牲にして自分の利得を増やす行為を好まないだろうと注記する²¹⁾。ただし、彼のここでの関心は、信頼や道徳性向などの仮定に依拠してジレンマを解

くことではない。むしろ、彼は個人の「慎慮的」利益に基づく行動は、ゲーム理論にとって本質的に重要な仮定であるとする²²⁾。そのうえで、スッピスの関心は、この「慎慮的行動原理」と概念的に対置される「倫理的行動原理」を描写すること、そして、その作用機序(働き)を論理的・因果的にとらえることに置かれる²³⁾。この後こそ、彼が「正義」と呼ぶ個人の行動原理に他ならない。

興味深いことに、スッピスはここで「正義」の概念を、第一に、「慎慮」と区別されるばかりか、他者との直接的な関係性に基づく経験的・慣習的倫理とも区別される、としている点である。とはいえ、第二に、個々人の決定や行為の善さ・悪さではなく、それらがもたらす帰結にかかわる概念としている点である。第三に、正義に関して比較級で語ること、すなわち、「～より正しい(more just than～)」と語る点にある²⁴⁾。以下に彼の問題関心を引こう。

「正義の評価原理は決定や行為よりも帰結に関心を寄せる。私は次のことを示唆したいのだ。帰結に関心を寄せる(第一階の)正義の評価原理は、個人の行為を直接導く(第二階の)道徳原理につながるであろうことを」(Suppes, 1966, アンダーラインは筆者)。

留意すべきは、ここで言う「帰結」とは、個々人に帰属される結果(上述の例ではより端的に「利得」)を越えた社会状態一般をさす点である²⁵⁾。自然環境や偶然も含まれ得る。スッピスのポイントは、正義に関する個人の評価を本人の決定や行為に結びつけることにある。次に紹介する「正義志向的行動ルール」は、帰結上に定義される個人の評価原理を、個人の決定や行為に対応させる関数に他ならない。はじめに、次の3つの基礎概念を導入しよう。

3.3 基礎概念と「正義志向的行動ルール」

定義：ある個人*i*に関して帰結集合 $C_1 \times C_2$ の要素 (c_1, c_2) が (J_i に関して)正義許容的要素(admissible element)²⁶⁾であるとは、 $C_1 \times C_2$ の他のいかなる要素によっても評価関係 J_i の下で支配されないことをいう。ここで、 (c_1, c_2) が (c'_1, c'_2) に支配されるとは、各成分 c_i が c'_i より J_i で評価されることである。

定義： J_i -正義点(Ji-point of justice)とは、帰結集合 $C_1 \times C_2$ の正義許容的な要素を実現するプレイヤーの戦略の組である。

定義：プレイヤー*i*の戦略が(J_i に関して)正義充足的(justice-saturated)であるとは、他のプレイヤーがどのような戦略を選ぼうと、その結果が J_i -正義点になることである。

以上の3つの概念を、上記の囚人のジレンマに当てはめて、その意味を確かめよう。

まず、 $x = ((x, 1), (x, 2))$ と $z = ((z, 1), (z, 2))$ に関して、

- (i) $(x, 1) \tilde{R}_1(z, 1)$ かつ $(x, 2) \tilde{R}_1(z, 2)$, かつ, $[(z, 1) \tilde{R}_1(x, 1) \text{ かつ } (z, 2) \tilde{R}_1(x, 2)]$ ではない,
- (ii) $(x, 1) \tilde{R}_1(z, 2)$ かつ $(x, 2) \tilde{R}_2(z, 1)$, かつ, $[(z, 1) \tilde{R}_1(x, 2) \text{ かつ } (z, 2) \tilde{R}_2(x, 1)]$ ではない,

のいずれも成立する。したがって、 $x J_1 z$ が成立する。

さらに、 $x = ((x, 1), (x, 2))$ と $y = ((y, 1), (y, 2))$ に関して、次のことが言える。

- (i) $(x, 1) R_1(y, 1)$ であるが、 $(x, 2) R_2(y, 2)$ ではない、また、 $[(y, 1) R_1(x, 1) \text{ ではなく、 } (y, 2) R_2(x, 2) \text{ である}]$,
- (ii) $(x, 1) R_1(y, 2)$ ではなく、 $(x, 2) R_2(y, 1)$ である、また、 $[(y, 2) R_1(x, 1) \text{ であるが、 } (y, 1) R_2(x, 2) \text{ ではない}]$,

いずれにおいても、正義の評価原理の要件を満たさないので、 $x J_1 y$ は成立しない。同様にして、 $x J_1 w, y J_1 w, y J_1 z, w J_1 z$ も成立しないことが確認される²⁷⁾。

以上より、 $z = ((z, 1), (z, 2))$ は正義許容的要素から外されること、また、 $x = ((x, 1), (x, 2)), y = ((y, 1), (y, 2)), w = ((w, 1), (w, 2))$ の3つは正義許容的要素であること、さらには、これら3つの正義許容的要素 $x = ((x, 1), (x, 2)), y = ((y, 1), (y, 2)), w = ((w, 1), (w, 2))$ に対応する正義点は〈非協力, 協力〉, 〈協力, 非協力〉, 〈協力, 協力〉という2人のプレイヤーの戦略の組であることが確か

められた。さらに、これらの正義点の中で、いずれのプレーヤーにおいても正義充足的戦略は「協力」であること、そのみであることが確かめられる。

つづいて、スッピスの提示する「正義志向的行動ルール」を検討しよう。それは次の2つのルールから構成される。

定義：正義志向的行動ルール

ルールⅠ もし2人の個人に関する正義の評価原理が同一の厳密な部分順序であるならば、そしてもし唯一の正義点が存在するならば、その正義点を構成する戦略が選ばなくてはならない。

ルールⅡ もし各プレーヤーに関して正義充足的戦略の集合が非空であるならば、彼はそこから戦略を選ばなくてはならない。

ルールⅡが適用されたとしても、正義充足的戦略の集合が1つ以上の要素を含むときには、別の倫理的行動ルールを補足して、解を絞り込むことになる。上述したように、囚人のジレンマの事例では正義許容の要素は3つあり、対応する正義点も単一ではないので、ルールⅠを適用することはできない。その一方で、個人1にとっても、個人2にとっても「協力」が正義充足的戦略の集合に属するので、ルールⅡの適用が可能となる。しかも正義許容の要素は1つであるため、ルールⅡは迷うことなく、個人1にも、個人2にも「協力」を選ぶことを要請する²⁸⁾。かくして、「正義志向的行動ルール」のもとでは、「協力」戦略の組み合わせが実現することになる。

3.4 スッピスの問い

—— 慎慮と正義のコンフリクト ——

以上がスッピスによって提示された「正義の評価原理」と「正義志向的行動ルール」のあらましである。「正義志向的行動ルール」の特徴は、他者の状態を含む帰結に対する自己の「正義の評価関係」に照らして、他者の選択行為からは独立に、正義を実現するよう要請する点にある。この要請は、例えば、他者への「信頼」や道徳的な傾向性に基づく行動と比べても、厳しく義務論的に響く。

その一方で、個人の義務の根拠となる正義は、最終的には本人が形成する選好に依存する点で、主観

的であり、個人責任的である。拡張された選好の定義域に含まれる他者の立場をどう解釈するか、代替的な状態(制度や政策)のもとで自他の立場の改善・改悪をいかに判断するかは認識主体としての個人の責任に残される。加えて、個人はそもそも狭義の私的選好に基づいて行為するか、拡張された選好をもとに行動するかを決断しなくてはならない。論をここまで進めたうえで、スッピスは次の言葉を吐露する。

たとえ上記のルールⅡが適用可能であるとしても、正義充足的戦略を用いる「倫理的」個人は「慎慮的」個人と比較して、決定的な競争的不利益を被るおそれがある。…これが公式的な正義理論やフェアプレイに反するものではないのか、公正な人間が最悪な目に遭うことが直観的に理性的な事柄なのか、少なくとも私にはわからない。むしろ、どんな状況でも倫理的行動ルールにしたがって行為する人は長期的には慎慮的な人と同じくらい見返りがあると私は言いたい。彼がいったどんな行為基準に従おうとする人であるかが、後世の人の知るところになるならば、という条件つきだが(Suppe, 1966)。

結論としてスッピスは疑問を読者に投げかける。そもそも正義の理論を個人の選好に依存させた形で定義するのは不適切だったのだろうか。スッピスの正義の評価原理は、経済学で通常仮定される序数的な個人間比較不可能な選好概念を用いる点で、規範的要請としてはさほど強くない。後述するように、その一般形は功利主義(総効用あるいは平均効用最大化)原理にも、レキシミン原理(最小の最大化を意味するマキシミン原理の辞書式拡張、すなわち、最小が無差別の場合は最小から2番目を最大化、以下同様とする)でも満たされる。より弱い要請であれ、正義の実現と個人の慎慮的行動の間には本質的な緊張関係のあることが浮き彫りにされた点は大変興味深い。

付記すれば、「公正な人間が最悪な目に遭うことが直観的に理性的な事柄だといえるのか」というスッピスの問いは、アリストテレスによる最上善と最高善の区別、カントによる義務と幸福(あるいは「幸福であることと幸福に値すること」)の不一致などに代表される倫理学の古典的テーマである。しかも

ここでは、正義の法制度がもたらす不正義という逆説的な問題がとらえられている点が注目される。これはまさに、「ありうべき個人」を支える「ありうべき」制度をいかに設計するかという、正義への経済学的アプローチが取り組むべきテーマといえよう。次節ではゲーム理論と社会的選択理論におけるその展開を見よう。

4. 拡張された選好順序と社会的選択

4.1 スピスの評価原理の展開

スピスが浮き彫りにした難問は、一方の個人のみがこの正義充足戦略をとると、慎慮的行動原理に基づきナッシュ均衡戦略をとった他方の個人に、より多くの利得(パレート改善状態と比べても)を与え、本人は損失を被る結果になりかねないことである。

ゲーム理論では、この議論はほとんど関心を惹かなかつた。スピスが鋭く見抜いたように、ゲーム理論は個人の「慎慮」的行動原理を所与とするからであろう。例えば、約束・信頼・気遣いなど、他者との関係性への倫理をもまた本人の慎慮的な利益の中に落とし込まれていく。すなわち、個人の効用関数に他者の効用関数を入れる、あるいは、時間割引率を一定範囲内に収めたくて繰り返しゲームを通じて長期的な期待効用最大化を図る、さらには、不確実性下で匿名性を受容し、個人間分配問題を個人内分配問題に変換したうえで功利主義原理を採用する、などの方法がとられる。

「慎慮」とは異なる概念としての「正義」というスピスの関心に注目したのは、社会的選択理論の方だった。ただし、両者には次のような違いもあった。スピスの正義理論は認識主体と利益主体と行為主体という個人の3つの側面に光を当てていた。個人はいうまでもなく自分自身の利益主体である。個人はまた、利益主体としての自他の立場を交換しながら、正義の評価関係を形成することのできる認識主体である。個人はさらに、慎慮的行動原理と正義の評価原理のどちらに基づいて行為するかを決定することのできる行為主体でもある。

それに対して、社会的選択理論は、通常、少なくとも明示的には行為主体を扱わない。認識主体と利益主体としての個人に光を当てつつ、人々の選好評価の性質とその社会的集計手続きに着目する。正義の展開方法は大きく2つに分かれる。一つは、セン

に代表される方法で、利益主体としての個々人の境遇を直接、あるいは彼ら自身の選好を個人間比較可能な形で客観的に評価する方法である。他の一つは、ダンカン・フォーリーやセルジュ・コルム、ハル・ヴァリアンらによって先鞭をつけられた方法で、利益主体としての個々人の境遇に関する評価主体の個人間比較不可能な主観に依拠する点に特徴がある²⁹⁾。前者から検討しよう。

4.2 センによるスピスの正義の評価原理の一般化

センはスピスの正義の評価原理を2人から n 人のモデルへと拡張して再定義しながら、それが功利主義原理、レキシミン原理などの代表的な正義原理を特徴づける基本公理であること、匿名性を備えたパレート条件として一般化できることを明らかにしていく。形式的には次のように定義される。

いま、 X を社会状態の集合とし、 H を個人の集合とし、 X と H の直積上で定義される個人 $i \in H$ の拡張された選好順序を \tilde{R}_i と定義する。また、個人の集合 H から H 自体へ一対一対応を行う置換関数の集合を T とする。例えば、置換関数 $\rho \in T$ によって、個人 $j \in H$ は個人 $k \in H$ の立場へと写される。すなわち、 $k = \rho(j)$ である。この置換関数 $\rho \in T$ を用いると、個人 $i \in H$ の正義の評価関係 $x I_i y$ は、次のように表現される。

定義：スピスの正義の評価関係の n 人拡張モデル(Sen, 1970/2016)

X 内の全てのペア x, y について、

$$x I_i y \leftrightarrow \exists \rho \in T : [(\forall j : (x, j) \tilde{R}_i(y, \rho(j))) \& (\exists j : (x, j) \tilde{P}_i(y, \rho(j)))] \text{ が成立する。}$$

センの関心は、まずもって、拡張された選好順序の主体(評価主体)と拡張された選好順序の客体(利益主体)との関係に向かう。個人 i が個人 j の立場に立って、社会状態 x, y 上に形成した選好順序は、個人 j 自身が社会状態 x, y 上に形成した選好順序と一致するのだろうか。スピスの囚人のジレンマの事例では、拡張された選好関係が個人間で一致することが暗黙のうちに仮定されていた。個人1も個人2も、個人2が y を得ている状態と、個人1が w を得ている状態を同様に最善と見なす。また、個人1

表 3. 3 「四人のジレンマ」型ゲーム(個人間比較可能な効用値)

1 \ 2	協力 (C)	非協力 (D)
協力 (C)	$((x, 1), (x, 2)) = (5, 5)$	$((y, 1), (y, 2)) = (0, 10)$
非協力 (D)	$((w, 1), (w, 2)) = (10, 0)$	$((z, 1), (z, 2)) = (1, 1)$

が y を得ている状態と、個人 2 が w を得ている状態を同様に最悪と見なす。さらに、状態 z はいずれの個人の立場においても状態 x より劣ると見なす。この拡張された選好をもとに、認識主体としての個人 1 も 2 も、 x は z より正しく、他は比較不可能といった正義の評価関係を形成する。この評価のもとで、行為主体としての個人 1 が (2 が)、正義志向的ルールを受容するとしたら、 C を正義充足戦略として選ぶだろう、と推論された³⁰⁾。

それに対して、センは、一般に、 n 人の異なる認識主体間で拡張された選好関係が一致する保証はない点、また、 n 個の個人的評価順序(任意の社会状態 x と任意の利益主体 j の組み合わせの集合 X 上に定義された)が整合的となる保障はない点に着目する。

その点を明らかにするために、彼は任意の n 個の個人的評価順序の組 $(\vec{R}_1, \dots, \vec{R}_n)$ に関して、集合 X 上に定義される社会的選好関係 R を一つ、そしてただ一つ特定する関数関係を想定し、それを「一般集团的選択ルール (General Collective Choice Rule; GCCR)」と名付けた³¹⁾。スッピスの正義の評価原理は、ただ 1 つの \vec{R}_i に基づいて $R = J_i$ を決定し、 n 人の社会では n 個の異なる社会的選好関係を有するような GCCR の一特殊形態として解釈される。センは、この GCCR の定義域を制約する次の 2 つの公理を考案する。

公理 「同一性」: $\forall x, y \in X$:

$$[\forall i : \{(x, i) \vec{R}_i(y, i) \leftrightarrow \forall j : (x, i) \vec{R}_j(y, i)\}]$$

同一性の公理は、「自分を[任意の]個人 i の立場に置く個人 j はだれでも、個人 i 自身の嗜好や選好を引き受ける」ことを要請する。例えば、ある個人 i, j に関して、 $(x, i) \vec{R}_i(y, i) \leftrightarrow (y, i) \vec{R}_j(x, i)$ であるとする、個人 j は i の立場に身を置きつつも、 i とは異なる評価を形成していることになる。同一性の公理はこのような事態を禁ずる³²⁾。

これを強めたものが次の「完全同一性」の公理である。

公理 「完全同一性」: $\forall i, j : \vec{R}_i = \vec{R}_j$.

完全同一性の公理のもとでは、すべての個人 i, j について $J_i = J_j$ となるので、添え字なしで \vec{R} や J と表すことができる。政治哲学などで特定の正義原理が提示される際には、暗黙に添え字なしの \vec{R} や J が仮定されていることが多い。「同一性」ならびに「完全同一性」の公理は、その規範的な妥当性を明示的に問うことを可能とする点できわめて興味深い。

4.3 功利主義とレキシミン原理の定式化

センは、基数性か序数性か、また、個人間比較可能か不可能か、という 2 つの比較軸をもとにして、4 つの選好評価のタイプを分類したことで知られる。もともとアローの社会的選択理論では上記のスッピスのモデルと同様に、序数性と個人間比較不可能性が暗黙に仮定されていた。それに対して、個々人の選好に関して基数的な単位比較可能性が成立するとしたら、功利主義原理にもとづく評価順序 \vec{R} が成立する。また、序数的な水準比較可能性が成立するとしたら、レキシミン原理にもとづく評価順序 \vec{R} が成立する³³⁾。本節の関心はこの \vec{R} を、スッピスがなしたように、ゲーム理論に接続させることにある。

先述したように、ゲーム理論との接続は、社会的選択理論では通常明示化されない認識主体と行為主体との関係を問うことを意味する。以下では、上述した四人のジレンマの事例に戻り、この問題を検討しよう。スッピスのモデルでは結果利得の数値は序数的かつ個人間比較不可能であったが、功利主義についてはそれを基数的かつ個人間単位比較可能と読み替え、レキシミンについては序数的かつ個人間比較可能と読み替えるものとする(表 3-3)。

[異なる正義原理と対応する評価関係の例]

功利主義原理に基づく評価関係は次となる。 $J: f(C, D) = y \sim f(D, C) = w \sim f(C, C) = x > f(D, D) = z$ 。理由は次の通りである。功利主義は、各状態のもとでの各個人における利得の増減を調べ、その総計を比較評価する。例えば、 y から w への移行において、最大ポジション値は 10 から 10 へ、最小ポジション値は 0 から 0 へと増減なし、総計により両者は「同じくらい」と評価される。また、 y あるいは w から x への移行において、最大は 10 から 5 へ、最小は 0 から 5 へ変化することより、両者はやはり「同じくらい」と評価される。その結果、この事例においては、いずれか一方が告白した 2 つの帰結状態と、両方が非告白であった帰結状態は皆、同じくらいの正しさと評価される。

レキシミン原理に基づく評価関係は次となる。 $J: f(C, C) = x > f(D, D) = z > f(C, D) = y \sim f(D, C) = w$ 。理由は次の通りである。レキシミン原理は、個人間の立場の交換を想定したうえで、各状態における最小ポジションの値を比較し、より大きいものから順序づける。最小ポジションが同じ場合には 2 番目に最小なポジションで(以下同様に)順序づける。この事例では、両方が協力であった帰結状態における最小ポジションの値が最も高く、両方が非協力した帰結状態がそれに続き、一方のみが非協力した帰結状態における最小ポジションの値は最も低いので、この順で順位づけられることになる。

以上の評価関係に対応する「正義充足戦略」、すなわち、相手がどんな戦略をとろうとも「正義許容状態」(正義の評価順序に基づいて劣位に置かれない社会状態)を実現できる戦略は、それぞれ次となる。

功利主義原理に対応する正義充足戦略: C

レキシミン原理に対応する正義充足戦略: C

したがって、いずれにおいてもスッピスの正義の評価原理に対応する正義充足戦略と一致することがわかる。すなわち、功利主義あるいはレキシミン原理を受容した個人は、スッピスの正義の評価原理と同様に、「協力」という行為を選択することがわかる。

注記すれば、ここでは証明は省くが、功利主義も

レキシミン原理も、一般にスッピスの正義の評価原理(厳密な部分順序)を満たし、かつ、完備的な順序を形成する。

4.4 無羨望理論の定式化

つづいて無羨望理論を検討しよう。無羨望理論は認識主体の主観的評価に基づいて、ある社会状態が均衡であるか否か、さらには、ある事態がより均衡であるかを判断する。具体的には、「任意の個人 i において、任意の個人 j に関して $(x, i) R_i(x, j)$ であるとき、その時に限って社会状態 x は均衡である」という部分順序 J を構成する³⁴⁾。認識主体としての個人 i が、さまざまな利益主体の立場に身を置きながら、拡張された選好を形成する点では、無羨望理論はスッピスの議論と共通する。さらに、個人間比較がもっぱら認識主体の主観的視点に依存する(\tilde{R}_i の添え字を取ることはできない)点でも共通する。

スッピスの議論と異なる無羨望理論の特徴は、2 点ある。第一に、拡張された選好の定義域が、各社会状態における本人と他者の比較に限定されていること、異なる社会状態と異なる個人の組み合わせ一般の比較は想定されていない点である。第二に、拡張された選好 \tilde{R}_i を形成する認識主体 (i) と、個人 i の拡張された選好 $\{\tilde{R}_1, \dots, \tilde{R}_n\}$ を情報的基礎として評価関係 J を形成する認識主体とは、通常、異なる点である。

これらの点をふまえたうえで、ここではこの無羨望原理を上述の囚人のジレンマの事例に適用することを試みる。はじめに拡張された選好関係は次のように定義される。

$$\tilde{R}_1: (w, 1) \tilde{R}_1(w, 2), (x, 1) \tilde{R}_1(x, 2), (z, 1) \tilde{R}_1(z, 2), (y, 2) \tilde{R}_1(y, 1)$$

$$\tilde{R}_2: (y, 2) \tilde{R}_2(y, 1), (x, 2) \tilde{R}_2(x, 1), (z, 2) \tilde{R}_2(z, 1), (w, 1) \tilde{R}_2(w, 2)$$

これより、無羨望原理に基づく評価関係は、 $x/y, x/w, z/y, z/w$ 。 x と z は比較不可能、 y と w も比較不可能となる。なぜなら、 x においては個人 1 も個人 2 も相手を羨望していない、 z も同様である。それに対して、 y と w においてはどちらかの個人が相手を羨望しているからである。以上より、個人 1

(個人 2) の正義許容の要素は x, z となり, 個人 1 (個人 2) の正義充足戦略は「なし」となる. 正義充足戦略が存在しない理由は, 通常のゲーム理論における複数均衡問題と同様に, 他に支配されることのない解が複数存在することに由来する. 付記すれば, 無羨望原理は一般的にはスプリスの正義の評価原理をみたまないことが知られている.

以上, 本節の目的はスプリスの正義理論を手がかりに社会的選択理論とゲーム理論の接合を試みることだった. 接合のポイントは正義の行為主体としての個人の行動を同定することにあつた. 次節では, センの提出したリベラルパラドックスを手がかりとして, 個人の自由への権利について両理論の接合関係を見る.

5. 「自由への権利」と私的領域 ——リベラルパラドックス再考——

センは, リベラルパラドックスを通じて, 個々人の主観的選好を, それのみを社会的意思決定の情報の基礎とする「厚生主義」の規範的な正統性を問う. 本節では, その骨子を紹介したうえで, その意味内容を検討しよう.

5.1 リベラルパラドックスの骨子

個々人の表明する選好プロファイルをもとに, 一定の選択肢集合から非空の部分集合(すなわち「選択集合」)を特定する方法を, ここでは「社会的選択関数 SDF」と呼ぶ(Sen, 1970/2017, ch4*, 1983). この枠組みのもとで, 次の 3 つの条件を定義する.

「パレート条件」: 任意の一对の選択肢 x と y に関して, すべての個人が x を y より好むとしたら, x を含む選択肢集合から (x が利用可能である限り), y が社会的に選択されてはならない.

「強パレート条件」: 任意の一对の選択肢 x と y に関して, すべての個人が x を y と少なくとも同じくらい好み, ある個人が x を y より(厳密に)好むとしたら, x を含む選択肢集合から (x が利用可能である限り), y が社会的に選択されてはならない.

「自由主義の条件」: ある一对の選択肢 x と y に対して, 任意の個人が x を y より好むとしたら, x を

含む選択肢集合から (x が利用可能である限り), y が社会的に選択されてはならない. 同様に, y を x より好むとすると, y を含む選択肢集合から (y が利用可能である限り), x が社会的に選択されてはならない.

「自由主義の条件」は, 次に引用される J.S. ミルの「私的権利領域」の定式化と解釈されていく. すなわち, 「人間の行為の中で, 社会にしたがわなければならない部分は, 他人に関係する部分だけである. 自分自身にだけ関係する行為においては, 彼の独立は, 当然, 絶対的である」(J.S. ミル, 1859)³⁵⁾.

「自由主義の条件」は個々人の「自由への権利」と呼称されるので, 以下ではこの呼称を用いる. また, 上述の定義における「任意の個人」を「少なくとも二人の個人」に限定すると, 「最小限の自由主義の条件」が定義される. これに加えて, 社会的選択関数は「定義域の非限定性」, すなわち, 個々人は各選択肢集合上にいかなる選好をもつことができる, という要請を満たすと仮定する. このとき, 次の不可能性定理が成立する.

定理: 社会には少なくとも 2 人の個人がいるとしよう. このとき定義域の非限定性, パレート条件と「最小限の自由主義の原理」を同時に満たす社会的選択関数 SDF は存在しない³⁶⁾.

証明

定義域の非限定性から次の選好を考えることができる.

個人 1 の自由への権利: $w > x, z > y$

個人 2 の自由への権利: $y > x, z > w$

パレート条件: $x > z$

$w > x, x > z, z > w$ となり, 非循環性を満たさない.

5.2 囚人のジレンマとリベラルパラドックス

リベラルパラドックスと呼ばれるこの定理が, 先述した囚人のジレンマ・ゲームと同様の構造をもつことは早くから指摘されていた. さらに, ゲーム形式の概念を使って「自由主義の条件」を定式化する試みが進められた. その基本的発想は次である.

「個人的権利とは, 各プレーヤーに許容される戦略の範囲——戦略選択の〈自由度〉(degree of freedom)

表 5. 1 リベラルパラドックスの「囚人のジレンマ」型ゲームの表現

1 \ 2	干渉的 (C)	自足的 (D)
干渉的 (C)	$((x, 1), (x, 2)) = (5, 5)$	$((y, 1), (y, 2)) = (0, 10)$
自足的 (D)	$((w, 1), (w, 2)) = (10, 0)$	$((z, 1), (z, 2)) = (1, 1)$

— の特定化と、許容される戦略集合内で戦略を選択する自由 — 〈選択の自由〉(freedom of choice) — である」(鈴木 = 後藤 2002, 鈴木 2009, 283 など)。加えて、個々人の戦略プロファイルを帰結状態に対応させる結果関数にも個人の自由への権利が反映される。

ゲーム理論では、個々人の戦略集合は個人が自由に選択できる行為の選択肢集合であると暗黙に仮定されているので、このような解釈は容認されるだろう。以下では、先述した囚人のジレンマ事例におけるスプリット・モデルを借りながら、リベラルパラドックスの書き換えを試みる。

決定状況 $L = \langle E, X_1, X_2, f, M_1, M_2 \rangle$ を次のように定義しよう。自然状態 E を所与として、

各人の行為集合： $M_1 = M_2 = \{ \text{介入 } D, \text{非介入 } C \}$ 、

各人の帰結集合： $X_1 = \{ (x, 1), (y, 1), (z, 1), (w, 1) \}$, $X_2 = \{ (x, 2), (y, 2), (z, 2), (w, 2) \}$ とする。

いま、各人の行為集合を、 $M_1 = M_2 = \{ \text{干渉的の行為 } D, \text{自足的の行為 } C \}$ とし、それを各人の私的権利領域とみなすとしよう。ただし、干渉的の行為とは他者への干渉に主たる目的のある行為であり、自足的の行為とは自分の善(the good)に主たる目的のある行為を意味するものとする。ここで、個人 1, 2 の私的選好は次であるとしよう。

$R_1 : (w, 1), (x, 1), (z, 1), (y, 1)$ (左端が最もよく、順に下がる)。

$R_2 : (y, 2), (x, 2), (z, 2), (w, 2)$ (同上)

すなわち、いずれの個人も、相手が自足的の行為をとり自分が干渉的の行為をとることを、互いに干渉的の行為をとることよりも好む。また、互いに干渉的の行為をとることを、互いに自足的の行為をとることよりも好む。このいささかおせっかいな選好関係を考慮すると、社会的決定関数 f がもたらす個々人の利得は、例えば、表 5.1 のように表せる(ただし利得の数値に関しては序数的かつ個人間不可能である)。

この時、個人の自由への権利として尊重される選好関係はそれぞれ以下である。

個人 1 の自由への権利： $f(D, C) = w > f(C, C) = x$ 、

$f(D, D) = z > f(C, D) = y$

個人 2 の自由への権利： $f(C, D) = y > f(C, C) = x$ 、 $f(D, D) = z > f(D, C) = w$

これより「個人の自由への権利」を反映させた、正義の評価関係 $\bar{R} = J$ は次のように構成される。

[個人の自由への権利に基づく正義の評価関係]

個人の自由への権利を受容した個々人の拡張された選好 $\bar{R}_1 = \bar{R}_2 = \bar{R}$ は、個人 1 の自由への権利より $w > x, z > y$ を部分順序にもち、個人 2 の自由への権利より $y > x, z > w$ を部分順序にもつ。すなわち、 $\bar{R} : z > y > x$ かつ $z > w > x$ 、かつ y と w は比較不可能となる。ゆえに、個人の自由への権利に基づく正義の評価関係 $J_1 = J_2 = J$ は、 $z \succ y, y \succ x, z \succ w, w \succ x, z \succ x$ となる。これより正義許容集合の要素は z のみとなり、対応する正義点は (D, D) となる。正義点が唯一つなので、ルール I が適用されて、個人 1 (個人 2) の正義に適った戦略： D が得られる。

この結果は、拡張された選好上に定義された、個人の自由への権利に基づく正義の評価関係と、拡張されたスプリットの正義の評価原理との矛盾を明らかにする³⁷⁾。

以上の点を確認したうえで、1 つ注記したい。先に、個人 1 の自由への権利を $f(D, C) = w > f(C, C) = x, f(D, D) = z > f(C, D) = y$ 、個人 2 の自由への権利を $f(C, D) = y > f(C, C) = x, f(D, D) = z > f(D, C) = w$ と定義した。すなわち、 f 関数で行為の組を変換して得られる帰結状態の組上で定義した。だが、このような定義は、「自由の条件」の背景思想とされた(そして特に自由への権利のゲーム論的定式化において支持された)ミルの私的権利領域の保護という考え方からすると適切で

はないだろう。ある人の行為の変化によって、たとえ他の人の行為は変わらないとしても、他の人の帰結状態(厚生を含む)は変わるおそれがあるからだ。ミルの考へに、より忠実な定式化は、「(事前的に)他の人の行為に変わりがなく、さらに、(事後的に)他の人の帰結状態を変えないとしたら」という条件節をつけることである³⁸⁾。この条件節は、次のような問題を浮き彫りにする。

繰り返すと、ゲーム理論においては、各人の戦略集合からの選択は基本的に個人(行為主体)の自由と想定されている。また、各人の行為が社会に表出することにより、実現可能となる帰結状態を制約することは暗黙に了承されてきた。各人の行為の組を帰結状態に対応させる情報は理論的には結果関数 f に集約される。だが、現実的には帰結状態を完全に予測することは通常きわめて困難であろう³⁹⁾。そうだとしたら、ゲーム理論で定義される戦略集合をもってただちに個人の私的権利領域と見なすことはできないことになる⁴⁰⁾。

ゲーム理論と社会的選択理論の接合は、個々人の私的権利領域と見なすことのできる戦略集合と、社会の法規範の機能を果たす結果関数を、だれが、どういう論理と手続きで決めるのか、背後にある「ゲーム形式」を明示化することの必要性を明らかにする。その一方で、センは、社会的選択理論に基づく「自由への権利」の定式化の含意について、ミルの「私的権利領域の保護」という考え方をより拡張的に解釈していく。例えば、選ぶことを妨げられない自由(行為主体的自由)と実際に選ぶ手段を備えている自由(福祉的自由)を統合する「ケイパビリティ(潜在能力)」といった概念もあみだされていった。ゲーム理論と社会的選択理論の対話が個人の自由への権利の考え方を深化させたことは間違いない。以下で検討したい。

5.3 個人の公共的判断とリベラルな個人

センはリベラルパラドックスの意味をこう語る。「パレート原理に異議を唱える私の議論は、他の情報(諸選好の背後にある動機づけなど)を考慮する必要性を確証させる」(Sen, 1970, 1976, 42)。パレート条件は分配的正義の十分条件ではないが必要条件である、これが常識的な経済学の議論であろう。この常識にセンは疑義を投げかけた。「他の情報(諸選好

の背後にある動機づけなど)を考慮する」ことなく、パレート条件を発動させてしまうと、だれかの「自由への権利」を侵害するおそれがあると⁴¹⁾。リベラルパラドックスの解消法としてセンが提出した方法は、次の3点に集約される Sen(1976)。

(i) 諸個人の私的権利領域(本人の選好順序をそのまま社会的評価に反映させる非空の二項関係の集合)が、すべての個人の間で相互に整合的となるような(権利体系)を構築する。

(ii) すべての選択肢(社会状態)上に定義される個々人の私的選好順序(他者へのおせっかひも含む)から、本人が社会的に考慮されることを望む部分を抽出し、その拡張順序として個々人の「個人的公共判断」を構成する。この個人的公共判断プロファイル上で、パレート条件を再定義する。

(iii) 自己の「個人的公共判断」を構成する際に、(1)の(権利体系)を受容する個人が少なくとも1人存在することを仮定する。

形式的には以下のように記述される (Sen, 1976)。

いま、社会状態の集合を X 、個人 i の私的選好 R_i において彼が社会的に考慮されることを望む部分関係を \bar{R}_i とし、それを「公共的判断」と呼ぶ。 \bar{R}_i の非対称と対称を、それぞれ \bar{P}_i, \bar{I}_i とする。このもとの、次の概念を定義する。

「整合的な権利割り当て」: 各個人 i は、 X の部分集合であり、次の性質をもつ非空集合 D_i を割り当てられている。すなわち、 D_i に属するペア $\{x, y\}$ を個人 i がいかにランキングしようとも、それは X 上に定義された順序 T の部分順序 T_i となる。

「自由主義の条件」: 各「権利割り当て」のもとで、 $\{x, y\}$ が D_i に属するならば、 $x\bar{P}_iy \rightarrow xP_y$ が成立する。

「権利の尊重」: 各権利割り当てに対して、次の条件を満たすとき、その時に限って、個人 i は他者の権利を尊重しているといえる。すなわち、彼は任意の私的選好順序の組 $\{R_i\}$ に対して、 R_i かつ T_i の部分順序である \bar{R}_i のみが社会的選好に反映されることを要請する。

定理：共同体の中に他者の権利を尊重する個人が少なくとも一人いるとき、そのときのみ、定義域の非限定性条件、自由主義の条件、ならびに、強パレート条件を満たす社会的選択関数が存在する。

囚人のジレンマの上述の例において、この定理が成立することを確認しよう。もともとの個々人の私的選好と、個人の自由への権利は次だった。

$$R_1 : w > x > z > y$$

$$R_2 : y > x > z > w$$

個人1の自由への権利： $w > x, z > y$

個人2の自由への権利： $y > x, z > w$

$$T_1 = T_2 \subset T : z > w > x, z > y > x$$

いま、個人1が「権利の尊重」を受容した個人であるとしよう。彼は R_1 の部分順序であり、 T の部分順序でもある $w > x, z > y$ のみで \bar{R}_1 を構成し、 x と z のペアに関する自己の選好を社会的に表明することを控えるだろう。すなわち社会的に表明する選好は次となる。

$$\bar{R}_1 : w > x, z > y, x \text{ と } z \text{ は比較不可能}$$

$$\bar{R}_2 = R_2 : y > x > z > w$$

強パレート条件：いずれのペアも比較不可能。

以上より、社会的選好には次の部分順序が反映されなければならないことになる。

$$z > w > x, z > y > x$$

したがって、 z を含む選択肢集合が与えられたとしたら、 y, x, w が選択されることはない。例えば選択肢集合 $\{x, y, z, w\}$ が与えられたとしたら、 z が選択される。以上より、定義域の非限定性、自由主義の条件、強パレート条件を満たすSDFの存在することが確認された。

ポイントは次の諸点にある。第一に、パレート条件が成立する要件は全員一致であるから、たった一人の個人であっても、自らの私的選好を公共的判断に変化させることにより、権利体系と矛盾するパレート条件の成立を回避できる⁴²⁾。第二に、他者の権

利を尊重する個人は、どの個人の私的権利領域上の選好関係をも尊重する部分順序(T_i)を構成し、それと整合的な私的選好のみを残して公共的判断 \bar{R}_i を形成する。注記すれば、部分順序 T_i の添え字は、個人の自由に関する客観的な権利体系(T)を、個人 i が主体的に受容することを表す。

センは個人の選好評価を一元的な効用指標に集約する伝統的な経済学の方法を「厚生主義(welfarism)」と呼ぶ。「他の情報(諸選好の背後にある動機づけなど)を考慮」して、個人の選好評価の複層性をとらえる方法を「非厚生主義」と呼ぶ。後者は、一定の規範と整合的な私的選好のみを社会的に表明する個人、あるいは、拡張された選好のもとで個人間の帰結を比較評価する「主体(authorship)」の姿を前景化する。そのうえで、公正な手続きにより個々人の公共的判断を集約しながら、ありうべき制度を社会的に選択するという構図を提示する。

注記すれば、センは拡張された選好にもとづく「共感」と、「コミットメント」を区別した。後者は一般に、「正義の感覚や他人の窮状に対するやむにやまれぬ義務感から、自分の選好の観点からすれば最善ではない選択肢を、あえて自覚的に選択する」行動原理を指す。不確実性下では、「実際に選択可能だった選択肢よりも低い期待厚生を生ずる行為を選択する」とことと定義される(以上、Sen, 1977)。リベラルパラドックスを解くキイもこのコミットメントにあった。

5.4 小括

以上をもとに、センのリベラルパラドックスとスッピスの評価原理との共通性を確認しよう。両者は次の点で共通する。いずれも個人が2種類の選好評価(私的選好と公共的判断)をもつことを前提としている。2種類の選好評価は定義域と受容する基準において異なる。私的選好の定義域が、本人の状態のみを含むものから、他者の状態やゲーム・ルール(「戦略集合」や結果関数)を含むものへと拡張されるとしよう。その拡張された選好評価のもとで、さらに一定の規範的基準を受容すると、個人は、ときに、自己の私的選好と矛盾する部分順序を内包した公共的判断を、あえて形成することがある。

実際には、個人の公共的判断は公共的討議の中で

形成されると考えるのが自然であろう。個人は、自己の状態を対象化して(同一の境遇に置かれたら同様の選好評価が形成され得る出来事として)語り、さまざまな境遇にある他者の話を聴く。その体験は世界に関する個人の認識を彫塑するのみならず、世界に対する個人の態度と行動を変容させずにはおかないだろう。そのプロセスでは、認識主体と行為主体のずれが起り得る。例えば、正義の評価関係を形成し得た認識主体(J_i)は、私的選好に対応する戦略行為を選択するとは限らない。

このように個人が自己の利益に忠実な私的選好をもつ一方で、自己の利益を超えた公共的判断を形成するという複層性のポイントは、個人の自由の尊重と公共性にある。この点を明らかにした哲学的議論にロールズの「公正としての正義」モデルがある。

ロールズの「公正としての正義」モデルは、認識主体と行為主体との乖離というスッピスの難問を解くヒントを与える点でも興味深い。正義原理の行為主体とは正義原理が実際に適用される社会にあって、正義に適う行為を自律的に選択する人々である。彼らがなぜ外的強制なしに正義に適う行為がとれるかという、それは彼ら自身が正義原理の認識主体に他ならないからだと説明される。正義原理の認識主体とは、「原初状態」において正義原理の意思決定に参加する人々を指す。彼らは、自己の善の観念を追求する合理性(社会的基本財への関心・欲求をもつ)をもつ一方で、正義の感覚を備え、「無知のヴェール」によって一切の私的情報を覆い隠す公正性をもつと想定される。彼らがなぜ合理性と公正性をもって正義原理の合意形成に向かうかという、それは彼ら自身が正義原理の行為主体に他ならないからだと説明される。

すなわち、正義原理の制定に参加する人々は、私的選好から離れて正義原理を選択していくプロセスで、ありうべき正義原理が実現可能となるように、自分たち自身の行為を変容させていくと考えられている⁴³⁾。彼らにおいては、何が正しいかについての認識と自分が何をすべきかという道徳が、「無知のヴェール」のかかった原初状態の装置を媒介として、結合されている。それを支えるものは、第一に実践理性であり、第二に公示性と相互性、すなわち他の社会構成員の認識や行為に関する了解可能性と相互尊重である。

とはいえ、忘れてはならないことは、個々人は公共的判断を形成しながらも、自分自身の善の観念を追求する自由を保持し続ける点である。先述したスッピスの論点は、正義充足戦略を(自由に)選択した個人が、不利な結果を被るおそれがある点だった。最後に、この論点に移ろう。

6. 倫理・道徳の逆説

6.1 倫理・道徳の落とし穴

スッピスが案じたように、倫理や道徳は、囚人のジレンマ的なゲームの構図を熟知したうえで、あえて協力行為をとり続けさせる理由を与える。例えば、ある個人は、自分はあなたを信頼しているというメッセージを先方に送り続けることを旨として(関係性倫理)、また、ある個人は、万が一にも相手が協力行為をとった場合に自分が非協力行為で応じる事態だけは絶対に避けたいという理由で(相互性倫理)、さらに、ある個人は、いかなる場合にも他者を目的として尊重し、手段として扱うことなかれ、というカントの定言命法にもとづいて(義務倫理)、協力行為をとり続ける可能性がある。これらの場合には、相手はその可能性を十分認知したうえで、故意に非協力行為をとり、結果的に、相手が得をして自分は損をした(ナッシュ均衡と比較しても)としても、本人は悔いることがないかもしれない。このような個人との非対称的関係を見越し、利得を増そうと、表向き倫理や道徳を推奨し、広く拡散しようとする人々がいたとしてもおかしくはない。

さらに、倫理や道徳にとって、より深刻な問題は、倫理や道徳もまた、目的(私的利益)最大化論理に一元化されるおそれのあること、それにより、逆説的ではあるが、目的(私的利益)最大化論理を強化してしまうおそれのある点である。事実、ナッシュ均衡からのパレート改善を目的とした強制力ある法の導入は、倫理や道徳を不要とする個人の目的最大化行動の延長と映る。法の代わりに、共感や利他性、慣習的規範などを受容することも、それが単に個人の私的選好の定義域の拡張としてなされるならば、形式的にも、内容的にも目的最大化行動と変わらないものとなる。

例えば、進化論的ゲーム理論(Evolutional game theory)の代表的見解は次である。「表面的には利己的な行動動機と両立不可能な倫理的動機に根差す行

動ですら、実際には利己的な動機を長期的に実現するための均衡戦略に過ぎない(例えば、繰り返しゲーム(repeated game)の均衡)。十分な時間させ与えれば行動は環境に適応して利己的な動機に基づく人間行動も倫理的な解釈を許す長期均衡を発見し、それを維持するための社会的な調整メカニズムを誕生させる」(Binmore, 1989; Sugden, 1993: 鈴村=後藤, 2002, 137)。

冒頭で挙げた兄弟の例で、兄が使った論理がまさにこの一元化論理だった。兄におもちゃを譲りたい、という弟の利他性も、そうすることを本人が欲する点では、利得最大化行動と変わるところがない、と解釈された。

先に述べたように、ルソーやヒュームは、この一元化論理の効力をむしろ、利用しようとした節がある。「あるがまま」の人間が、利益に駆られて道徳に向かうとしたら、人為的・理念的制度を人間の自然の延長として説明することが可能となる。ヒュームはさらに、「よき評判や尊重を得るなど、性格に対する欲望」がこの利益感を補強するという。だが、道徳をも自己目的化してしまうなら、それはとどまるところを知らない欲求(ドグマあるいは教条主義)と化すおそれがある。

これらの記述をもとに、例えば、黒田亘は次のように結論づける。「ヒュームの関心はもっぱら「調整」の問題次元に向けられていた。つまりそれは、ふたり以上の行為者のあいだに基本的な利害の対立がなく、それぞれにとってもっとも有利な協同作業の方を発見すれば問題が解決するような場面である。…ヒュームが実践哲学のかなめとして打ち出した「黙約」の概念も、正義論の基礎概念とするにふさわしいものであったとはいえない」と。

黒田の解釈はヒュームの理論の到達点と限界を的確にとらえているといえるだろう。だが、上述したように、ヒュームの関心はまさに自身の論理の限界を見極めることにあったのだとしたら、次の言葉に潜む可能性も見逃すことはできない。

正義は人間の黙約(conventions)から起る。そしてこの黙約は、人間の心の一定の性質と外的事物の状況との協力(concurrence)から生ずる或る不都合を救済する策として、意図されたのである。この心の性質とは利己心と制限された寛仁(generosity)と

である。また、外的事物の状況とは、それら事物が[所有者を]容易に変えること、ならびにこれと結びついて、人々の要求や欲望と比較するとき事物が希少であること、である(Hume, 494, 69)。

はたして、黙約を、「不都合を救済する策として、意図」した主体は何であろうか。おそらくそれは、「利己心と制限された寛仁」に由来する「不都合」の認識主体であるとともに、救済を意図する行為主体でもあるのではなからうか。この主体を、ヒュームの議論から陰画的に抽出するとしたら、カントそしてロールズの議論に接続できるかもしれない。

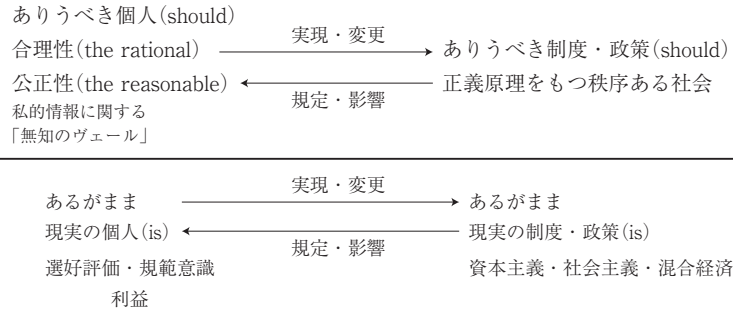
6.2 ロールズの政治的構成主義

ロールズはルソーとヒュームを深く敬愛しながらも、彼らの一元化論理に向かう傾向を押しとどめようとした。次の引用に見られるように、ロールズのヒューム批判は、彼が実践理性の働きをなして済ませようとした点に向けられた。「ヒュームの目的は、知性と情念についての彼の心理学的説明と一致する形で、私たちの道徳的判断についての説明を与えることにある」(ロールズ, 2000, 160)。

換言すれば、ヒュームは(そしてルソーも)あまりに性急に、「認識論的テーゼ」(わたしたちはいかにして、適切な諸概念を一貫した整合的な仕方でお互いの意見を一般に一致させつつ用いることができるのか)を、「道徳的動機づけに関するテーゼ」(いかなる欲望がわたしたちを導いて、正しいことや正義に適うことを為さしめたり、為さしめ損なったりするのかを最もうまく説明しうるか)に結びつけようとした(ロールズ, 2000, 116-117)という。

それに対してロールズは、ルソーの社会契約論の意を汲みながら、正義の原理を受容し、実現する個々人と制度の関係を、「ありうべき個人」と「ありうべき制度」の関係性として整理した⁴⁴⁾。「あるがまま」の人間はいまある制度に深く規定されざるを得ないとしたら、それに依拠して「ありうべき」制度を構想するという想定には無理がある、と考えたからだ。そのうえで、いずれか一方を真として他方を基礎づけるのではなく、両者の整合性を、実践理性をもって吟味し、改定し、認証するという方法をとった⁴⁵⁾。「求められているのは推論の枠組みであって、その範囲内で然るべき観点から適切な事実

図 6.1 ロールズの「政治的構成主義」



はどれかということが同定され、理由としての重みが決定される」ことである(ロールズ, 2000, 357)。

「政治的構成主義」と呼ばれるこの方法は、基礎づけ主義, 直覚主義, 自然主義などとならんで規範的命題(価値理念)を正当化する1つの方法とされている(図 6.1)。

ロールズは「正義」と「善」という2つの概念を峻別したことで知られる⁴⁶⁾。それは、どういう理由であれ、この2つが一元的目的に回収されるとしたら、宗教や道徳的信条と同様に、正義もまた個人的な善(価値や人生プラン)の構想と変わらなくなってしまふからである。はたして、正義までが、個人的な善に還元されてしまふ事態をいかにして回避するか、この難題に対処するための方法として考案されたものが、先に紹介した「無知のヴェール」という思考装置だった。

「無知のヴェール」は、個々人に、個人的な善の構想を含めて、自己の目的や利益に資する私的情報をことごとく覆い隠して、正義原理の制定に臨むことを要請する。私的情報には、性や特質などの自然的偶然、出自や階層などの社会的偶然、さらにはリスク選好なども含まれる。それらを覆い隠して、ただ「人間社会の一般的事実」だけを情報とすることにより、個人は合理性に加えて公正性を備えることになる。また、普遍性・一般性・不偏性などの認識的条件を獲得できると考えられた。これはまさに、「ありうべき」制度に対応する「ありうべき」個人の姿にほかならない⁴⁷⁾。

6.3 センの厚生主義批判と正義への

状態比較アプローチ

以上のようなロールズ正義論の到達点を十分に理解したうえで、センは、その方法を「超越論的アプ

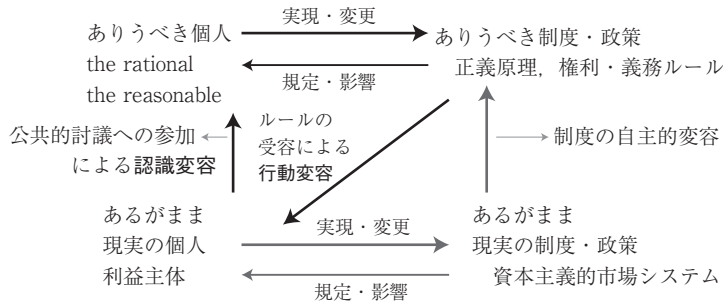
ローチ」の語でとらえ、それと対置する方法として、正義への「状態比較アプローチ」を提唱する(Sen, 2009)。詳細は他に譲るが、本稿の関心からは、両者の違いは次のように整理される。「超越論的アプローチ」はレキシミン原理のように完備的な順序をもたらすルール形成を目標としがちであるのに対し、「状態比較アプローチ」はスッピスの正義原理のように不完備な評価関係の形成にとどまる。後者の意義を簡単に説明しよう。

あるがままの個人が抱える困難は個別具体的な多様性をもつ。いま、ここでだれかに降りかかる不正義の是正は急を要する。それらをおしなべて私的情報とし、「無知のヴェール」で覆い隠し、完備的なルール形成をまつとしたら、早急に不正義を是正すべき制度や政策立案のてがかりすら失われてしまふおそれがある。肝要なことは、むしろ、当事者たちの私的情報を集積し、公共的討議にはかり、そこで、「状態 x は状態 y より正しい(more just than)」という比較を行う二項関係を形成していくことである。

以上、センによるロールズの「政治的構成主義」の拡張をまとめると図 6.2 になる。

善と正義の二元論をとったロールズの戦術や「厚生主義」の克服を図ったセンの試みは、道徳や正義の自己目的化をぎりぎりのところでくいとめる。例えば、ある個人は、ゲームの行為主体としては、道徳原理を受容し協力的行為を取り続けるとしよう。先述したように、それは立場間の非対称化を誘発しかねない。だが同時に、彼女は、「ゲームのルール」の認識主体として、「立場間の非対称化を黙認すること」を、「それは不正義だ」と同定するとしよう。しかもその認識を公共的討議の場で公示しながら自己の公共的判断を形成する、つまり、他者に協力的

図 6. 2 センによるロールズ「政治的構成主義」の拡張



為をとると同時に、他者の行為を不正義だと同定するとしよう。ロールズの次の言葉は、このように一見、相矛盾する2つの主体が一人の個人の人格において共存し得ることを示唆する。

生きることが人類にとって楽しいものであるためには満たさなければならないような、なんからの「真に人間的な欲求」、必須条件といったものがわたしたちにある。こうした必要を満たすことは義務であるし、ある形の食欲はこの義務の遂行を妨げる (Rawls, 1999b, 260)。困難が生じた場合、恐ろしいほどの無感覚に陥っていながらも、それでもなお義務が要求するところを行うことができる。…それは人間の生を豊かなものにするあらゆる情緒をもちながら、自らの義務を快活に喜びをもって果たすことと完全に両立できるのである (同, 268-269, ただしこの文はカントの義務論に対するロールズの解釈)。

もちろん、ここには次のような問題がある。このような個人は、少数派であり、社会的・経済的に不利な立場に置かれるのみならず、個人の中で矛盾葛藤に耐えることを強いられかねない。いったい有限生身の人間のだれが、その人格の担い手になるというのだろう。

ここではその暫定的な答えを擬人的に「理論が」としておこう。理論は、個人が自分の個別特殊な問題状況を一定のモデル(範型)やカテゴリー(範疇)で記述し直すことを可能とする。社会的・経済的に不利な立場に身を置き、矛盾葛藤に耐える個人が、自己の個人的問題をより普遍的な問題として対象化することを助ける。理論はまた、新たな規範・制度・政策を構想する公共的討議の場に、個人の抱える問題を「われわれ」の問題として提起することを促す。

問題の対象化の一助となる理論の例としては、センの「ケイパビリティ・アプローチ」を挙げることができる。その特徴は、財を使って実現される諸機能(栄養摂取する、移動する、コミュニケーションするなどの行為)から構成される空間で、個人の機会集合(機能ベクトルの選択肢集合、すなわち「ケイパビリティ」)をとらえる点にある。ある個人の「ケイパビリティ」の豊かさは、本人の選択を制約する諸条件(本人の利用可能な資源や利用能力)に関する情報を集約する。個人は、財空間と同様、機能空間においても、機能間の代替性を考慮しながら、異なる諸点(機能ベクトル)に対する主観的な価値評価を自由に形成できる。ただし、個人が実現できる「最適」は本人のケイパビリティによって規定される。

詳細は別稿にゆずるが、ケイパビリティ・アプローチは、ある社会で価値ある諸機能を、だれが、どれだけ実際に享受するケイパビリティをもっているのか、いないのか、その測定プロセスへの当事者自身の参加が想定されている。すなわち、はたして、どういう機能リストを用い、諸機能間をどうウエイト付けることが、問題をとらえるうえでより適切であるか、それを討議するプロセスで当事者たちは、共通する問題状況についての相互認識を高めていくと期待される。理論が正義の実践に果たす役割は小さくない。

7. 結びに代えて

冒頭の引用文でアダム・スミスは、人間社会をチェス盤にたとえていた。人間社会はゲームであると。ただし、ゲームの行為主体は棋士(立法者)ではなく、個々の駒(ピース)である。関連するスミスの言葉をもう一つ紹介しよう。

社会のなかでのみ生存できる人間というものは、自分がそのためにつくられた境遇に、このようにして、自然によって適合させられているのである。それらのさまざまな成員のすべてが、愛情と愛着という快適なきずなで、むすびあわせられ、いわば、相互的善行というひとつの共通の中心にひきよせられているのである。(スミス, 1759, 134)

「相互的善行というひとつの共通の中心にひきよせられている」という表現は、広く人口に膾炙されたスミスの言葉、「見えざる手」を想起させる。スミスは、棋士なしに駒同士の関係それ自体に、公共的利益を実現するヒントを見出している。だが、その一方で彼は、その社会が「一瞬に崩壊して諸原子になる」危険性をも見逃さなかった⁴⁸⁾。いわば、チェス盤それ自体が覆される状況である。下記の言葉はスミスの冷徹な人間観を凝縮する。

社会は、正義の諸法がかなりよく守られなければ、存立しえず、どんな社会的交際も、相互に侵害することを普遍的に放棄していない人々のあいだでなければ、発生しえない。…人は、社会にたいして生まれながらの愛情をもち、人類の結合がそれ自身のために維持されることを欲するのであって、たとえかれ自身がなんの利益を、そこからひきだすことにならないとしても、そうなのだ、いわれてきた(スミス, 1759, 137)。

2つ目の文は、人間は社会の存続と人類の結合を自己利益から離れ、それ自体として支持する存在だと主張する。この文が真だとしたら、1つ目の文の「正義の諸法がかなりよく守られ」ること、また、人々が「相互に侵害することを普遍的に放棄」することが期待される。これは社会(チェス盤と駒たち)存続のための少なくとも必要条件が満たされることを意味する。このスミスの論理立ては経済学者を戸惑わせるかもしれない。「なんの利益を、そこからひきだすことにならない」としたら、個々人の自己利益を誘引して社会的目標を実現しようという、経済学的なインセンティブ・メカニズムが機能しないおそれがあるからだ。

だが、まさにこの点に、スミスは解決の糸口を見出している。個々人の自己利益を調整する「見えざ

る手」、すなわち市場メカニズムをとらえるスミスの射程には、無条件に社会の存続と人類の結合を支持する個々人の姿もとらえられていた。経済学の父は決して一元論の父ではなかった点にわれわれは留意する必要があるだろう。

以上、本稿はさまざまな局面から規範への多元論的アプローチの妥当性と実現可能性を探ってきた。最後に、本稿の主題である「ゲーム理論と社会的選択理論の接点」について、簡単にまとめて結びとしたい。

囚人のジレンマをめぐるゲーム理論のめざましい発展は、パレート改善的(集団合理的)な戦略が個人の慎慮的な解となり得ることを、論理的にも経験的にも実証しようとしてきた。それは、パレート改善基準を、個人の行動規範として受容するよう推奨することにもなった。確かに、正義もまた、その浸透においては慣習や習慣、そして教育やさまざまな実践に多くを負う。大勢が正義を受容するようになるとしたら、個々人の慎慮的な行動の自然な延長によって、正義の実現可能性が高まる点を明らかにした点でゲーム理論の果たした役割は大きい。けれども、その一方で、正義の受容を自己利益としない個人がいる場合に、どうしたらよいかは、問いとして残された。

社会的選択理論は、私的選好と公共的判断という複層的な選好構造を仮定した理論を提示した。個人は私的選好を保持する自由をもちながら、一定の規範的観点から、制度や政策の望ましさを判断し、順序づける公共的判断を形成するとした⁴⁹⁾。多元的価値をもつ個々人の間の公共的討議において、個人の認識と行為が変容していくことを通じて、望ましい制度や政策の実行可能性条件それ自体が生みだされていく可能性を示唆した。けれども、その一方で、複層的な選好構造をいかに架橋するかは、個人の人格の統合の問題として残された。

現代正義理論は、個別特殊な問題に対処し得る正義原理の構想にその関心が向かっている。経済学の言葉を使えば、それは文脈に即して非完備的な選好評価を形成することを意味する。例えば、ロールズは「CI手続き(Categorical Imperative)による特殊の定言命法(特定の正義の義務や徳の義務)」というアイディアを出している。それは、「Zでないかぎり、状況CのもとではY(目的・状態)を実現する

ために誰もがつねに X (行為) を行う」という条件付き定言命法の形式をとる。その具体的内容は、「行為、制度、人格、社会についてどのような事実が一般に道徳的考慮にあたって適切であるのかを特定する原理や基準を産出するように、組み立てられる」(ロールズ, 1999b, 268-269) という。

同一社会にあるのだから、あたりまえのことながら、このような倫理学・哲学等の問題関心と、ゲーム理論や社会的選択理論の問題関心は確実に共鳴しあっている。異なる学問分野のインターアクションをどれだけ意図的・積極的に進めることができるかが人間社会の難問を解く鍵となることは間違いない⁵⁰⁾。

(一橋大学経済研究所・
一橋大学名誉教授)

注

* 本稿の作成にあたって、須賀見一氏(早稲田大学)、蓼沼宏一氏(一橋大学)、吉原直毅氏(一橋大学)、坂井豊貴氏(慶応大学)、坂本徳仁氏(東京理科大学)、森口千晶氏(一橋大学)より有益なコメントをいただいたことに心から感謝する。本稿の作成にあたってJSPS 挑戦的研究(萌芽)、基盤研究(A)ならびに一橋大学社会科学高等研究院(HIAS)から助成を受けた。本稿は、このテーマについて共同研究を始めるきっかけを与えて下さった恩師、鈴木興太郎先生に捧げたい。

1) Appendix: Part IV Of the Character of Virtue, Section II, Chap. II Of the Order in which Societies are by Nature recommended to our Beneficence.

2) 本稿でいう「多元論的(二元的)アプローチ」は複数の局面をもつ。例えば、(1)実証(事実解明)的と規範的という方法論の二元性、(2)「ありのまま(is)」と「ありうべき(should)」という二元性、(3)「慎慮(prudence)」と「正義(justice)」という二元性、(4)「認識論的テーゼ」と「道徳的動機づけテーゼ」という二元性、(5)「認識主体」と「行為主体」という二元性、(6)「私的選好」と「個人の公共的判断」という二元性など。留意すべきは、認識上の観点として二元論的(dualism)視角をもつことは、例えば、資源制約を所与として、質の異なる諸財の二項対立(dichotomy)の緩和を図るといった、経済学でおなじみの分析手法を否定するものではない点である。

3) ルソーの鹿狩りの話とは次を指す。「鹿をとらえようという場合、各人はたしかにそのためには忠実にその持ち場を守らなければならないと感じた、しかし、もし一匹の兎が彼らのなかのどれかの手の届くところをたまたま通りすぎるようなことでもあれば、彼は必ずなんのためらいもなく、それを追いかけて、そしてその獲物を捕らえてしまうと、そのために自分の仲間が獲物を取り逃がすことになるうとも、いささかも気にかけなかった」(ルソー, 1762, 89)。

4) ヒュームの小舟漕ぎの話とは次を指す。「例えば、小舟を漕ぐ二人の者は、権を動かすとき、約定を取り交すことは決してしないが、合意ないし黙約によって権を動かす」(ヒューム, 1739/40, 490, 訳 63)。

5) 「あらゆる条件のうちで、所有の区別と、財の保有を安定させることに関する黙約は、人間の社会を確立するうえでもっとも必要な条件である。このルールを確定し遵守することで一致したのちには、完全な協調と融和の定着に向けてなされるべきことはほとんど残らない。」

6) ジョン・ロールズの正義原理に対する個々人の「最高次の関心」の概念に近い。「各個人を、二つの最高次の関心——すなわち、道徳的人格性が備える二つの能力を実現し使用するという関心——によって駆動される道徳的人格、とみなすことからわれわれはスタートするのである。」Rawls, 1982(翻訳 2019, 229 から 230)。

7) 「である(is)」から「すべき(should)」を導出することができないという命題は「ヒュームの法則」(Hume's law)と呼ばれる。

8) 「ありうべき(should)」と「あるがまま(is)」の語用については次の引用を参照した。“Following Rousseau's opening thought in *The Social Contract*, I shall assume that his phrase “men as they are” refers to persons' moral and psychological natures and how that nature works within a framework of political and social institutions; and that his phrase ‘laws as they might be’ refers to laws as they should, or ought, to be”(Rawls, 1999, 7)。

9) 黒田亘の言葉を借りれば、「因果的必然性」に(すなわち、「一定の状況に出会えば、その力[原理の知識]は必ずしかるべき行為として発現するはずである)、かつ、「規範的必然性」(すなわち、「然るべき状況ではかならずその[実践的な]原理に従って行為すべきである)ことを示そうとしたと言えるかもしれない。なお、黒田自身はアリストテレスを引きながら両者を統一的にとらえる見方を提示している(黒田, 1992, 96)。

10) 『論理哲学論考』(2003)に体现された前期ウィトゲンシュタインと『哲学探究』(2013)に代表される後期ウィトゲンシュタインという慣例的な分類でいえば、ここでいうゲーム理論と社会的選択理論の原論は前期に対応する。

11) Morgenstern(1976)。

12) Selten(1998, 22-23)。

13) 参照した主要な文献は次である。ゲーム理論は岡田章(2011, 2020)、鈴木光男(2014)、松井彰彦(2002)、Ariel Rubinstein(2012=2016)、David Kreps(1990)、社会的選択理論の主要な素材はKenneth Arrow(1951/1963)、Amartya Sen(1970/2017 他)、鈴木興太郎(2009, 2012)、d'Aspremont, C. & L. Gevers(2002)、Selten(1998)である。哲学は、アダム・スミス、ヒューム、ルソー、ジョン・ロールズ(1971a, 1971b)、ウィトゲンシュタイン(1922=2003, 1953=2013)、黒田亘(1992)塩野谷祐一(1984)。

14) ロールズは「善の構想を設定し、追求し、改訂する相互に無関心な(mutually disinterested)」[「合

理的個人(the Rational)」がどのような条件のもとであれば、自己の「正義の感覚(sense of justice)」を手がかりとして、「公正性(the Reasonable)」を獲得できるか明らかにしようとした。その条件は「無知のヴェール」という比喩に凝縮される。

15) 正義の或る一つの単独なおこないは頻繁に公共の利害と反対である。換言すれば、他のおこないが随伴せずに単独にあれば、それ自身には社会にとって甚だ有害なことがあるのである。(ヒューム, 1739/40, 73)もっともこのように言うには、集団や社会を、諸個人の利益の総計以上のものとしてとらえる必要がでてくるが。

16) 行為の集合 D_i は自然状態の集合 S から帰結集合 S_i への関数の集合とも解される。

17) スピスは2人の個人で定義しているが、後述するように、その規範の意味を変えることなく、 n 人の拡張モデルへと一般化することはできる。

18) 条件(i)は通常の経済理論におけるパレート条件の形をとり、(ii)はパレート条件+匿名性の形をとる。ただし、個人 i の評価である点に留意が必要である。

19) ここでは、先に定義したスピスの正義の評価原理との関係がわかるように、原論文の表記をかえてある。

20) ある戦略あるいは決定が「確実性の原理」を満たすとは、相手がどのような選択をしようとも、他の利用可能な戦略に比べて少なくとも悪くない結果をもたらすことをいう。

21) この注記は、実験経済学や行動ゲーム論等で注目されるようになる。

22) 慎慮は「快苦の原理」を基礎としつつも、自己の長期的・全般的利益を図ることを意味する。スピスが功利主義の伝統に付随する概念を選択したことは興味深い。

23) ここでは「倫理」に対する厳密な定義は与えられていないが、他者との関係性に基づいて自己の行為を促す配慮や関心を広く指すと考えられる。

24) 注記すれば、第三の点は、センが近年、提示した「正義への状態比較アプローチ」との関連で興味深い。センはジョン・ロールズらの正義理論を「正義への超越論的アプローチ」と一括して名づけ、それとは異なる新たな「ただし経済学では伝統的な」概念として、「正義への状態比較アプローチ」を提示した。そのルーツは、このスピスの議論にあったと推測される。

25) 後述するように、社会的選択理論においては、まさに、この帰結的な社会状態を制約するものとして、個人の権利や正義に適った分配が定義される。

26) スピスはこれを「(J_i) 許容的な要素」と呼んでいる。

27) 「厳密な部分順序」ではなく、「無差別」を許す形で、スピスの正義の評価原理を再定義すると、「 y と w は無差別である」が成立することになる。

28) 正義充足的な戦略集合が空の場合について、スピスは混合戦略の可能性も示唆するものの、それについての詳しい議論は避けている。後述するように、功利主義やマキシミルルールは、別の倫理的行動ル

ルを要請することによって、この問題に対処している。

29) Foley, D.(1967), Kolm, S.-C.(1972), Varian (1974) など。

30) $R_1=R_2=(w, 1) \sim (y, 2), (x, 1) \sim (x, 2), (z, 1) \sim (z, 2), (y, 1) \sim (w, 2)$

31) 社会状態 x と利益主体 j の組み合わせは、利益主体 j が x の利用によって得られる効用 $u_j(x)$ と、利益主体 j が x の使用によって得られる機能 $a_j(x)$ とも解釈できる。拡張された定義域は、センの潜在能力アプローチの1つの源流と考えられる。

32) Sen, 1970/2017, 214 の定義を改編している。後述するように、センがリベラルパラドックスの解消方法として提示した「権利の尊重」は、個人の私的領域に関する本人のランキングに関する「同一性」を要請する。

33) はたしてこれらがどんな規範的基準を満たすのか、各々を公理づける作業については、例えば、Sen, 1970/2017 参照のこと。

34) ここでは詳細に立ち入らないが、各社会状態において衡平性が実現されている個人の数やポジションに関する情報を手がかりとして、すべての社会状態を完備的に順序づけることも試みられている。

35) センは例えば、意識を失った本人に関して、本人が選択したであろうことを他者が実現することを「間接的自由」と呼ぶ(Sen, 1983, 396)。

36) 権利の定義の中には、ある選択肢ペアに関して、権利保有者のランキングが同じである限り、他の選択肢からは独立に、同様の社会的ランキング帰結することを要請する IIA 条件が含まれている。したがって、パレート条件を課さなくとも、少なくとも2人の個人の権利の間で、サイクルが起こることが、アラン・ギバードによって証明された(Gibbard, 1974)。

37) 念のため確認すると、スピスの正義の評価関係は $\bar{R}=\bar{R}_1=\bar{R}_2: x > z$ であり、かつ、 x と y, x と w, y と z, w と z, y と w はいずれも比較不可能であった。個人の自由への権利に基づく正義の評価関係は $\bar{R}=\bar{R}_1=\bar{R}_2: z > y > x$, かつ $z > w > x$, かつ y と w は比較不可能である。両者を合わせると、 $z > y > x > z$ とサイクルが生じてしまう。よって両者は両立しないことが確認される。

38) あるいは個人1の権利を本人の帰結状態のみに限定したうえで(例えば「 $(w, 1) > (x, 1)$ と $(z, 1) > (y, 1)$ 」), リベラルパラドックスの解消を試みた研究に Hammond(1992)がある。

39) 通常の経済モデルの場合は、初期賦与の背後に個々の経済主体の所有権あるいは占有権・使用权等が存在する。加えて、(集合的な需給によって変化するもの)個々の経済主体の意思を越えて定まる価格体系が、規範的制約として機能する。ゲーム理論にはそれらの前提がない。むしろ、所有権も価格も自明ではない状況での当事者間の交渉が、分析の主眼とされた。

40) 類似した議論が、Levi(1982)によってなされている。

41) 例えば、コールマンは個々人がパレート改善に関する完全な「制御権」をもたない点に注目する。すなわち、個人は自分の行為を通じて、単独で、パレ

ート改善を阻止することができるが、単独では、パレート改善を積極的に実現できない点である、より正確には、コールマンはそれを「制御権の明確な承認の欠如」ととらえる(コールマン, 38).

42) 権利体系との矛盾を回避する一つの方法は、先に紹介した「同一性の原理」と関連する。すなわち、「自分を[任意の]個人*i*の立場に置く個人*j*はだれでも、個人*i*自身の嗜好や選好を引き受ける」こと。ただし、文言を「個人*i*の私的権利領域における個人*i*自身の嗜好や選好」に修正する必要があるが。

43) 詳細についてはロールズの「現実的ユートピア」のアイデア(Rawls, 1999a; Gotoh, 2021)を参照のこと。

44) ルソーの一般意志とロールズの「公正としての正義」の考え方との異同について Runciman and Sen(1965)参照のこと。

45) 塩野谷祐一(1984), 後藤玲子(2015)。

46) 「各個人を、二つの最高次の関心——すなわち、道徳的人格が備える二つの能力を実現し使用するという関心——によって駆動される道徳的人格、とみなすことからわれわれはスタートするのである。その二つの能力とは、正と正義を知覚する能力、および、ある善の構想を決定し、改訂し、合理的に追求する能力のことである」Rawls, 1982(翻訳 2019, 229 から 230)。注5も参照のこと。

47) ロールズは、そのもとの生きる人間であれば、その制度の構想に対応する「ありうべき」行為をとることができるようになるという、ヒュームの教育論に近い説明をしている。

48) 社会は、しかしながら、たがいに害を与えようと、いつでも待ちかまえている人びとのあいだには、存立しえない。侵害がはじまる瞬間、相互の憤慨と憎悪がおこる瞬間に、そのすべてのきずなはばらばらにちぎられ、それを構成していたさまざまな成員は、いわば、かれらの一致しない諸意向のはげしさと対立とによって、ひろくまきちらされてしまう。正義は、大建築の全体を支持する支柱である。もしそれが除去されるならば、人間社会の偉大で巨大な組織は、一瞬に崩壊して諸原子になるにちがいない。スミス, 1759, 134。

49) 選好の複層性の問題は社会においても、個人においても同様に発生し得ることを指摘した論文として、例えば、Houy and Tadenuma(2009)参照のこと。

50) 「人間社会のゲームでは社会に存在する個人間の相互関係が本質的な要因であり」、「ゲーム理論はそのための共通の言語として大きな役割を果たしている」(岡田, 2007)。

参考文献

ウィトゲンシュタイン(1922=2003)『論理哲学論考』野矢茂樹訳, 岩波文庫。
 ウィトゲンシュタイン(1953=2013)『哲学探究』丘沢静也訳・野家啓一解説, 岩波書店。
 後藤玲子(2015)『福祉の経済哲学—個人・制度・公共性』ミネルヴァ書房。
 黒田亘編集(2000)『ウィトゲンシュタイン・セレクション』平凡社。

黒田亘(1992)『行為と規範』勁草書房。
 松井彰彦(2002)『慣習と規範の経済学——ゲーム理論からのメッセージ』東洋経済新報社。
 岡田章(2021)『ゲーム理論(第3版)』有斐閣。
 岡田章(2007)「ゲーム理論の歴史と現在——人間行動の解明を目指して——」『経済学史研究』49巻1号, pp. 137-154。
 岡田章(2020)『国際関係から学ぶゲーム理論——国際協力を実現するために』有斐閣。
 塩野谷祐一(1984)『価値理念の構造——効用対権利』東洋経済新報社。
 城山三郎(1999)『花失せては面白からず——山田教授の生き方・考え方』角川文庫。
 鈴木光男(2014)『ゲーム理論のあゆみ』有斐閣。
 鈴木興太郎(2009)『厚生経済学の基礎』岩波書店。
 鈴木興太郎(2012)『社会的選択の理論・序説』東洋経済新報社。
 鈴木興太郎・後藤玲子(2001/2002)『アマルティア・セン：経済学と倫理学』実教出版。
 Arrow, K. J. (1951/1963) *Social Choice and Individual Values*, 2nd ed., New York: Wiley. (長名寛明訳『社会的選択と個人的評価』日本経済新聞社, 1977)。
 Arrow, K. J. (1977) "Extended Sympathy and the Possibility of Social Choice," *American Economic Review*, Vol. 67, No. 1, pp. 219-225。
 Axelrod, R. (1984) *The Evolution of Cooperation*, Basic Books. (松田裕之『つきあい方の科学』ミネルヴァ書房, 1985)。
 Bentham, J. (1789) *An Introduction to the Principle of Morals and Legislation*, Payne, Clarendon Press, Oxford, 1907. (山下重一訳『道徳および立法の諸原理序説』、『世界の名著ベンサム／ミル』中央公論社, 1967, pp. 70-210)。
 Berlin, I. (1969) *Four Essays on Liberty*, 2nd ed., London: Oxford University Press. (小川晃一他訳『自由論』みすず書房, 1971)。
 Binmore, K. (1989) "Social Contract I: Harsanyi and Rawls," *The Economic Journal*, Vol. 99, No. 395, pp. 84-102。
 d'Aspremont, C. & L. Gevers (2002) "Social Welfare Functionals and Interpersonal Comparability," Arrow, K., Sen K. A. and K. Suzumura, eds. (2002) *Handbook of Social Choice & Welfare, Volume 1*, Amsterdam: North-Holland/Elsevier. (鈴木興太郎・須賀晃一・中村慎助・廣川みどり監訳『社会的選択と厚生経済学ハンドブック』丸善, 2006年)。
 Coleman, James (1990) *Foundations of Social Theory*, Belknap Press of Harvard University Press (『社会理論の基礎』, 上下巻, 久慈利武監訳, 青木書店, 2004)。
 Foley, D. (1967): "Resource Allocation and the Public Sector," *Yale Economic Essays*, 7, pp. 45-98。
 Garterner, W., Pattanaik, P.K., and K. Suzumura. (1992) "Individual Rights Revised," *Economica*, Vol. 59, No. 234, pp. 161-177。
 Gauthier, D. (1986) *Morals by Agreement*, Oxford: Clarendon Press。

- Gibbard, A. (1974) "A Pareto-Consistent Libertarian Claim," *Journal of Economic Theory*, Vol. 7, Issue 4, pp. 388-410.
- Gotoh, R. (2021) *The Ethics and Economics of the Capability Approach*, Springer.
- Hammond, P. (1982) "Liberalism, Independent Rights and the Pareto Principle," in L. J. Cohen, J. Loś, H. Pfeiffer and K.-P. Podewski (eds.), *Logic, Methodology and the Philosophy of Science VI*, (North-Holland, 1982), pp. 607-620.
- Hollis, M. (1987) *The Cunning of Reason*, Cambridge University Press. (榎木裕『ゲーム理論の哲学—合理的行為と理性の狡智』晃洋書房 1998)
- Houy N. and K. Tadenuma (2009) "Lexicographical Compositions of Multiple Criteria for Decision Making," *Journal of Economic Theory*, Vol. 144, Issue 4, pp. 1770-1782.
- Hume, D. (1739/40=1992) *Treatise of Human Nature*, Great Books in Philosophy, Prometheus Books, 1992. (大槻春彦訳『人性論』(四), 岩波文庫)
- Kolm, S.-C. (1972) *Justice et Equite*, Paris: Editions du Centre National de la Recherche Scientifique (translated by H. F. See, *Justice and Equity*, Cambridge: MIT Press, 1997).
- Kreps, D. (1990) *Game Theory and Economic Modeling*, Oxford University Press. (高森寛・大住栄治・長橋透『ゲーム理論と経済学』東洋経済新報社)
- Luce, R. D., and Raitta, H. (1957) *Games and decisions: Introduction and critical survey*, Wiley.
- Maynard Smith, J. (1982) *Evolution and the Theory of Games*, Cambridge University Press, Cambridge. 寺本英・梯正之(訳)『進化とゲーム理論』産業図書, 1985年.
- Mill, J. S. (1861) *Utilitarianism, in Collected Works of John Stuart Mill*, Vol. University of Toronto Press, pp. 203-259, 1969. (伊原吉之助訳『功利主義論』, 『世界の名著ペンサム／ミル』中央公論社, 1967, pp. 460-528)
- Mill, J. S. (1859) *On Liberty, in Collected Works of John Stuart Mill*, Vol. University of Toronto Press, 203-259, 1969. (早坂忠訳『自由論』, 『世界の名著ペンサム／ミル』中央公論社, 1967, pp. 214-348)
- Morgenstern, O. (1976) "The Collaboration Between Oskar Morgenstern and John von Neumann on the Theory of Games," *Journal of Economic Literature*, Vol. 14, No. 3, pp. 805-816.
- Nash, J. F. (1950a) "Equilibrium Points in N-Person Games," *Proceedings of the National Academy of Sciences USA*, Vol. 36, No. 1, pp. 48-49.
- Nash, J. F. (1950b) "The Bargaining Problem," *Econometrica*, Vol. 18, Issue 2, pp. 155-162.
- Nash, J. F. (1951) "Non-Cooperative Games," *Annals of Mathematics*, Vol. 54, No. 2, pp. 286-295.
- Nash, J. F. (1953) "Two-Person Cooperative Games," *Econometrica*, Vol. 21, Issue 1, pp. 128-140.
- Rawls, J. (1971a) *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press. (矢島鈞次監訳『正義論』紀伊國屋書店, 1979, 川本隆史・福岡聡・神島裕子訳『正義論』紀伊國屋書店, 2010)
- Rawls, J. (1971b) "Justice as Reciprocity," in Samuel Gorowitz ed. *John Stuart Mill: Utilitarianism, with Critical Essays*, reprinted in *Collected Papers* (1999c, pp. 190-224).
- Rawls, J. (1982) "Social Unity and Primary Goods," in Sen and Williams, eds., *Utilitarianism and Beyond*, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 159-185. アマルティア・セン／バーナード・ウイリアムズ編著, 後藤玲子監訳『功利主義をのりこえて—経済学と哲学の倫理』ミネルヴァ書房, 2019年, pp. 221-259.
- Rawls, J. (1993) *Political Liberalism*, New York: Columbia University Press.
- Rawls, J. (1999) *The Law of Peoples*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press. (中山竜一訳, 岩波書店, 2006)
- Rawls, J. (1999b) *Collected Papers*, ed. Freeman, S., Cambridge, Harvard University Press.
- Rawls, J. (2000) (eds.) Herman B. *Lectures on the History of Moral Philosophy*, Harvard University Press. (久保田顕二・下野正俊・山根雄一郎訳『ロールズ哲学史講義 下』2005, みすず書房)
- Rubinstein A. (2012) (松井彰彦監訳『ルービンシュタイン ゲーム理論の力』東洋経済新報社, 2016年).
- Runciman, W. G. and A. K. Sen (1965) "Games, Justice and the General Will," *Oxford Journals*, Vol. 74, No. 296, pp. 554-562.
- Rousseau, J. J (1762) *The Social Contract*. (桑原武夫・前川貞治郎訳『社会契約論』, 1954, 岩波文庫)
- Samuelson, P. A. (1938) "A Note on the Pure Theory of Consumers' Behavior," *Economica*, Vol. 5, No. 1, pp. 61-71.
- Selten, R. (1998) "Game Theory, Experience, Rationality," in Leinfellner, W and E. Köhler (eds.), *Game Theory, Experience, Rationality: Foundations of Social Sciences, Economics and Ethics in honor of John C. Harsanyi*, Kluwer Academic Publishers, Dordrecht.
- Sen, A. K. (1966) "Hume's Law and Hare's Rule," *Philosophy*, Vol. 41, No. 155, pp. 75-79.
- Sen, K. A. (1970/2017) *Collective Choice and Social Welfare*, San Francisco: Holden-Day.
- Sen, K. A. (1970) "The Impossibility of a Paretian Liberal," *Journal of Political Economy*, Vol. 78, No. 1, pp. 152-157.
- Sen, K. A. (1976) "Liberty, Unanimity and Rights," *Economica*, Vol. 43, No. 171, pp. 217-245 (reprinted in Sen, 1982/1997 pp. 291-326).
- Sen, A. K. (1977) "Rational Fools: A Critique of the Behavioural Foundations of Economic Theory," *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 6, No. 4, pp. 317-344 (reprinted in Sen, 1982/1997 pp. 84-106).
- Sen, A. K. (1977) "On Weights and Measures: Informational Constraints in Social Welfare Analysis,"

- Econometrica*, Vol. 45, No. 7, pp. 1539-1572 (reprinted in Sen, 1982/1997, pp. 226-223).
- Sen, A. K. (1979) "Personal Utilities and Public Judgements: or What's Wrong with Welfare Economics," *Economic Journal*, Vol. 189, No. 355, pp. 537-558 (reprinted in Sen, 1982/1997, pp. 327-352).
- Sen, A. K. (1982/1997) *Choice, Welfare and Measurement*, Basil Blackwell, Oxford. (大庭健・川本隆史訳『合理的な愚か者—経済学＝倫理的探求』勁草書房, 1990に抄訳あり)
- Sen, A. K. (1983) "Liberty and Social Choice," *The Journal of Philosophy*, Vol. 80, No. 1, pp. 5-28, reprinted in Sen *Rationality and Freedom*, Cambridge: Harvard University Press, 2002, pp. 381-407.
- Sen, A. K. (1985) "Well-being, Agency and Freedoms," *The Journal of Philosophy*, Vol. 82, No. 4, pp. 169-221.
- Sen, A. (1993) "Positional Objectivity," *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 22, No. 2, pp. 126-145 (reprinted in *Rationality and Freedom*, 2002, pp. 463-483).
- Sen, A. K. (1999a) *Reason Before Identity, The Romanes Lecture for 1998*, Oxford, Oxford University Press.
- Sen, A. K. (1999b) *Development as Freedom*, New York: Alfred A. Knopf. (石塚雅彦訳『自由と経済開発』日本経済新聞社, 2000年)
- Sen, A. K. (2002) *Rationality and Freedom*, Cambridge: Harvard University Press. (若松良樹・須賀晃一・後藤玲子監訳『合理性と自由 上・下』勁草書房, 2014年)
- Sen, A. K. (2009) *The Idea of Justice*, Allein Lane, Penguin Books. (池本幸生訳『正義のアイデア』明石書店, 2011年)
- Sen, A. K. and B. Williams, eds. (1982) *Utilitarianism and Beyond*, Cambridge: Cambridge University Press. (アマルティア・セン／バーナード・ウイリアムズ編著, 後藤玲子監訳『功利主義をのりこえて—経済学と哲学の倫理』ミネルヴァ書房, 2019年)
- Smith, A. (1759) *The Theory of Moral Sentiments*, London: printed for A. Millar, in the Strand and A. Kincaid and J. Bell, in Edimburgh. Reprinted 1969: New Rochelle, New York: Arlington House. (水田洋訳『道徳感情論』筑摩書房, 1973年)
- Smith, A. (1776) *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*. (水田洋監訳, 杉山忠平訳『国富論』岩波文庫全4巻)
- Sugden, R. (1993) "Welfare, Resources, and Capabilities: A Review of Inequality Reexamined by Amartya Sen Reviewed Work(s)," *Journal of Economic Literature*, Vol. 31, No. 4 (Dec., 1993), pp. 1947-1962.
- Suppes, P. (1966) "Some Formal Models of Grading Principles," *Synthese*, Vol. 16, pp. 284-306.
- von Neumann, J. and O. Morgenstern (1944) *Theory of Games and Economic Behavior*, Princeton University Press, Princeton.
- Varian, H. R. (1974) "Equity, Envy, and Efficiency," *Journal of Economic Theory*, Vol. 9, Issue 1, pp. 63-91.
- Weibull, J. W. (1995) *Evolutionary Game Theory*, MIT Press, Cambridge, Massachusetts.
- Young, H. P. (1993) "The evolution of conventions," *Econometrica*, Vol. 61, No. 1, pp. 57-84.